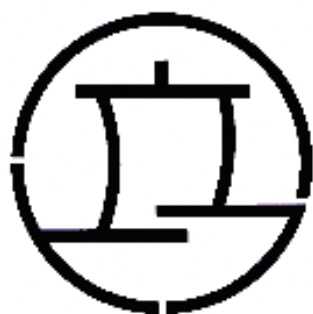


平成 30 年版

事業概要

【廃棄物（ごみ）関係】



枚方市環境部

目 次

1. 概 況	
(1) 市の概況	1
(2) ごみ処理の現況	1
(3) ごみ処理・減量対策事業の沿革	2
(4) 市の位置図	6
2. 環境部【廃棄物(ごみ)関係】の概要	
(1) 環境部【廃棄物(ごみ)関係】事務分掌	7
(2) 環境部【廃棄物(ごみ)関係】・組織及び職員数	8
(3) 環境部【廃棄物(ごみ)関係】・職員配置状況	9
(4) 車両の保有台数	10
3. 予算・決算	
(1) 枚方市の予算（平成30年度）	11
(2) 一般会計決算（清掃関係）	12
(3) ごみ収集処理決算額の状況	13
(4) 塵芥処理手数料の徴収状況	14
(5) 塵芥処理等の手数料（条例第23条関係）	15
4. ごみ収集処理事業	
(1) ごみの収集区域	16
(2) 人口及びごみ処理量の推移	16
(3) ごみ収集処理原価	17
(4) 家庭系ごみの分別及び収集業務内容	21
(5) 収集処理フローチャート	22
(6) 月別分別収集量及び搬入量	23
(7) 年度別分別収集量及び搬入量	23
(8) 家庭系・事業系別のごみ処理量の推移	24
(9) 年度別1人1日当たり及び1世帯1日当たりのごみ処理量	24
(10) 年度別資源ごみ収集量及び資源化率	25
(11) 年度別焼却処理量及び減量化率	25
(12) 電話及びインターネット受付業務処理概要	27
(13) 粗大ごみ予約センター電話及びインターネット申込み件数	27
(14) 年度別ごみ質調査	28
(15) 清掃工場発電設備における発電の状況	29
(16) 清掃工場におけるダイオキシン類測定調査結果	29

目 次

5. ごみ減量・環境美化推進事業	
(1) ごみ減量推進事業	30
(2) 環境美化推進事業	36
(3) 廃棄物減量等推進審議会	37
6. 施設の概要	
(1) 施設の概要	38
(2) 関係連絡先一覧	42
7. 平成30年度枚方市一般廃棄物処理実施計画（ごみ編）	
告示文	43
表紙	46
目次	47
(1) 目的	48
(2) 計画地域	48
(3) 計画期間	48
(4) 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量	48
(5) 主な取り組み	49
(6) 市民・事業者の責務等	53
(7) 収集・運搬計画	54
(8) 中間処理計画	59
(9) 最終処分計画	61
(10) リサイクル制度等への対応	61
(11) 市が処理しないごみ	62
別表 1 収集・運搬及び処理する事業者	63
別表 2 家庭系ごみの排出・搬入方法	65
別表 3 市が処理しないごみ等	69

※ 本書は、廃棄物（ごみ）関係についてのみ記載されています。

※ 本書は、環境に配慮した用紙を使用して製本しています。

1 . 概 況

（１）市の概況

枚方市は、大阪府北東部（東経135° 39' 北緯34° 48' ）に位置し、東は生駒山地を境にして京都府京田辺市と奈良県生駒市に、西は淀川を挟んで高槻市に、南は寝屋川市・交野市に、北は京都府八幡市に接しています。市域は東西が約12km、南北が約9 kmあり、形状は北を頂点とした三角形で、面積は65. 12km²です。

人口は、市制施行の昭和22年8月には約4万人でしたが、本市域が大阪、京都の都市部からそれぞれ約20kmとほど近く、両都市をつなぐ国道1号線が市域中心部を南北に貫くなど、交通の要衝地にあることから、平成30年3月末現在では約40万人となっています。平成26年4月には中核市へと移行するなど、大阪府北東部の住宅を中心とするベッドタウンへと発展してきました。

（２）ごみ処理の現況

国においては、廃棄物の排出抑制や再利用など資源循環型の社会をめざして平成3年にリサイクル法を施行するとともに廃棄物処理法の改正が行われ、平成12年には発生抑制、再使用、再生利用を廃棄物処理の基本とする「循環型社会形成推進基本法」をはじめとしたリサイクル関連法等の制定や、既存法令の改正など一連の法体系の整備が行われるなど、廃棄物の処理に係る取り組みが一層強化されました。

また、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）」の施行（平成25年4月）や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正（平成28年1月）、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定（平成30年6月）など、市町村には地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められています。

本市においては、平成5年に「枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」を全部改正した後、平成21年6月に策定した枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）（以下「基本計画」という。）」において、市民・事業者・行政の参加と協働による循環型社会の構築と焼却ごみの削減に向けた取組を進めてきました。

ごみの総排出量は、平成7年度を境に減少傾向となりましたが、平成23年度ごろからはほぼ横ばい状態で推移しているため、ごみの発生抑制を最優先とした4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を更に積極的に展開していくことが求められ、平成28年3月には、平成37年度を最終目標年度とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しています。

産業廃棄物に関しては、中核市移行に伴い大阪府から事務移管され、一般廃棄物と産業廃棄物に係る事務を一体的に進めることになりました。

穂谷川清掃工場第3プラントの後継となる新たなごみ処理施設については、平成28年3月に「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」を策定後、同年5月に枚方市及び京田辺市で一部事務組合「枚方京田辺環境施設組合」を設立し、組合が整備する可燃ごみ広域処理施設として、平成35年度の稼働・運営に向けて取り組んでいるところです。

(3) ごみ処理・減量対策事業の沿革

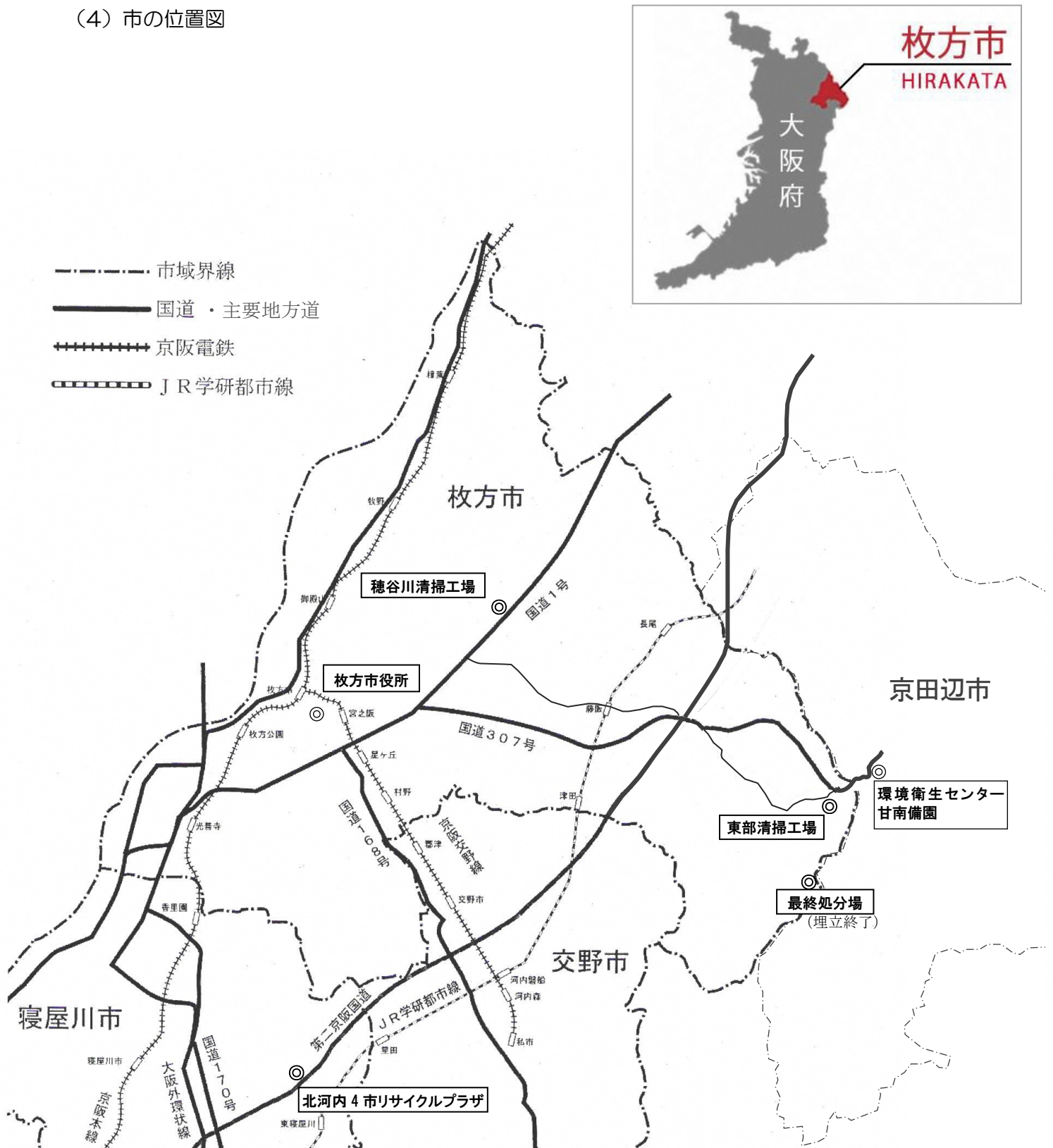
時 期	内 容
昭和23年 9 月	市営による家庭ごみ収集開始
昭和38年 7 月	穂谷川清掃工場（40t/日）完成
昭和43年 3 月	穂谷川清掃工場に第 1 プラント（150t/日）増設
昭和45年10月	家庭ごみの手数料無料化
昭和48年 5 月	第 2 プラント（300t/日：150t× 2 基）増設 これに伴い定曜日（一般生活ごみ週 2 回、粗大ごみ月 1 回収集）収集開始
昭和49年 4 月	びん・ガラスの分別収集開始
昭和54年 4 月	小学校空き缶リサイクル試行開始
〃	一般廃棄物処理業者（収集運搬） 7 社を許可
昭和55年 4 月	粗大ごみ処理施設（75t/ 5 h）完成 これに伴い粗大ごみの月 2 回収集開始
昭和58年 1 月	粗大ごみを「粗ごみ」と「大型ごみ」に分類した収集を開始
昭和58年度	クリーン枚方実行委員会を設立し、毎年 5 月（平成 3 年からは 9 月）の日曜日に「ごみゼロデー」を実施
昭和60年 3 月	最終処分場完成
昭和62年 7 月	リサイクルモデル地区（排出源高度細分別収集方式）を500世帯で開始 以降、順次拡大し最大で37, 000世帯（市内 4 分の 1 の世帯）で実施
昭和63年 3 月	第 3 プラント（200t/日）完成 第 1 プラント廃止
平成 2 年 4 月	小学校での空き缶回収事業開始（平成12年度末で終了）
平成 4 年 7 月	コンポスト容器の市民モニター制度による生ごみ堆肥化事業開始
平成 5 年度	市内全小学校（48校）、全幼稚園（16園）に大型コンポスト容器を配布
平成 6 年 7 月	再生資源集団回収報償金交付制度を開始
10 月	リサイクル情報紙「あげます・ください」を発行（平成15年度から H P に掲載）
12 月	一般廃棄物処理業者（収集運搬） 1 社を許可
平成 7 年 2 月	枚方市廃棄物減量等推進審議会を設置
平成 7 年度	E M による生ごみ堆肥化モニター制度を開始（コンポスト容器は貸与制度に変更）
平成 8 年 6 月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画策定
平成 9 年10月	リサイクルフェア' 97大阪in枚方を開催
平成10年 3 月	ペットボトル拠点回収開始（平成20年 1 月末で終了）
4 月	収集職員が市民とのパイプ役を担うことを目的として「ごみ減量相談員」を設置
10 月	ごみ袋の透明・白色半透明化実施（事業系ごみも並行）
〃	資源循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画策定
平成11年 3 月	粗大ごみの電話予約戸別収集開始（粗大ごみステーション廃止）
〃	廃棄物減量等推進員の選任
6 月	「焼却ごみ半減（平成 9 年度基準）」を市長公約で表明
〃	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第 2 期）策定
7 月	一般廃棄物再生利用業者 5 社を指定
9 月	家庭用生ごみ処理機購入費助成制度を開始（平成22年 3 月末で廃止）

平成12・13年度	第2・3プラントについてダイオキシン類対策のための燃焼ガス減温対策工事を実施
平成12年4月	焼却ごみ半減モニター地区指定事業（氷室台自治会）
〃	事業系ごみ処理手数料の改定（21円/10kg ⇒ 35円/10kg）
7月	生ごみ堆肥化講習会の不定期実施開始
9月	容器包装リサイクル法に対応して、空き缶の全市分別収集開始
平成13年7月	プラスチックごみ資源化モニター事業開始（平成20年1月末で終了）
9月	リサイクル工房開設（サプリ村野）
平成14年3月	リサイクルモデル地区を廃止
4月	大型ごみの有料化実施
〃	枚方市証紙条例施行
〃	事業系ごみ処理手数料の減免措置の廃止（50円/10kg※平成17年4月から60円/10kg）
〃	全市統一の資源物（空き缶、びん・ガラス類）収集の実施（民間委託）
〃	焼却ごみ半減モニター地区指定事業（コマツ団地自治会）
6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第3期）策定
8月	同年2月に実施した「台所ごみの水切り強化月間」を8月に定例化
10月	穂谷川清掃工場において「ごみ減量フェア」を開催（以降年次事業）
平成15年3月	新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画策定
4月	「今日から始めるスマートライフ」を全戸配布
〃	一般ごみ収集の一部を民間委託開始
10月	レジ袋削減キャンペーンを消費生活センターと共同で実施（以降年次事業）
平成16年4月	空き缶、びん・ガラス類の資源物の月2回同時収集を実施
〃	収集に加えてごみ減量啓発等を業務として行う「環境推進班」を設置
6月	北河内4市リサイクル施設組合設立
7月	市職員を対象とした「スマートライフ研修」の開始
9月	多量排出事業所減量指導事業の実施に合わせて説明会を開催
〃	ふれあいサポート収集を開始
11月	一般廃棄物再生利用業者1社を指定
平成17年3月	粗大ごみ室内貯留施設（粗大ごみ置き場）の完成
6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第4期）策定
平成18年1月	一般廃棄物再生利用業者1社を指定
3月	北河内4市地域循環型社会形成推進地域計画策定
6月	「事業系ごみ減量及び適正処理マニュアル」を配布
平成19年3月	一般廃棄物再生利用業者1社を指定
6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第5期）策定
平成20年2月	ペットボトル・プラスチック製容器包装の全市分別収集の実施
〃	北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）の本格稼働
〃	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結 （寝屋川市、四條畷市、交野市、四條畷市交野市清掃施設組合）

平成20年 4 月	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結 （守口市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内 4 市リサイクル組合）
12 月	枚方市東部清掃工場（焼却炉：120t/日×2 基、溶融炉：24t/日×2 基）の本格稼働
〃	穂谷川清掃工場第 2 プラントを休止
平成21年 6 月	新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)策定
9 月	多量排出事業者減量指導の対象事業所を月平均 3 t から 2.5 t へ拡大
10 月	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結（京田辺市）
11 月	東部清掃工場において「施設見学会」を開催（以降「氷室ふれあい里の駅」として年次事業）
平成22年 3 月	北河内 4 市地域循環型社会形成推進地域計画策定
6 月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第 6 期）策定
平成23年 3 月	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結（高槻市）
5 月	ごみに関する市民の意識調査のため、市政モニターアンケートを実施
平成24年 3 月	ごみ減量の取り組みや市民活動への支援のため「枚方市スマートライフ推進基金」を創設
9 月	穂谷川清掃工場第 2 プラントを解体
平成25年 1 月	「枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の改正により、市が収集する資源ごみ等の持ち去り行為の禁止を規定
2 月	スマートライフシンポジウム2013を開催
3 月	ごみ収集車への有料ラッピング広告事業を開始
4 月	東部清掃工場粗大ごみ破碎処理施設（39t/5h）が稼働
〃	穂谷川清掃工場粗大ごみ処理施設を休止
〃	穂谷川清掃工場内に溶融スラグを保管するストックヤードを開設
〃	穂谷川清掃工場内に「ひらかた夢工房」を開設
7 月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第 7 期）策定
10 月	事業系ごみ処理手数料の改定（60円/10kg⇒90円/10kg ※平成25年10月1日から平成27年12月31日までは75円/10kgとする）
平成26年 4 月	中核市移行に伴い、産業廃棄物等に係る事務が大阪府から移管（環境保全部 産業廃棄物指導課を新設）
〃	粗大ごみインターネット受付を開始
7 月	使用済小型家電リサイクル実証事業を開始
12 月	京田辺市と可燃ごみ広域処理（穂谷川清掃工場第 3 プラントと京田辺市甘南備園焼却施設の後継施設）について基本合意
〃	ごみ処理施設整備基本構想策定
平成27年 1 月	北河内 4 市及び京田辺市地域循環型社会形成推進地域計画策定
7 月	枚方市ごみ減量メールマガジンの配信開始
〃	枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会を設置
平成28年 3 月	枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定
〃	可燃ごみ広域処理施設整備基本計画策定
4 月	機構改革に伴い環境部を新設（環境保全部と環境事業部を統合）

平成28年 4 月	大型ごみ持出しサポート収集を開始
〃	使用済小型家電リサイクル事業の本格実施
5 月	総務大臣より、一部事務組合「枚方京田辺環境施設組合」の設立許可 (平成28年7月1日より、組合での事務開始)
7 月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第8期）策定
平成29年 3 月	東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画策定
7 月	食品ロス削減事業「食べのこサンデー運動」開始

(4) 市の位置図



2. 環境部【廃棄物(ごみ)関係】の概要

(1) 環境部【廃棄物（ごみ）関係】事務分掌

(平成 30 年度 事務概要・抜粋)

環境総務課	
ごみの処理手数料及び当該処理手数料に係る証紙に関すること。	
ごみ（家庭系ごみを除く。）の減量及び適正処理に係る施策の調査、企画及び立案に関すること。	
一般廃棄物処理業（し尿及び汚泥を除く。）の許可及び指導に関すること。	
ごみ（家庭系ごみを除く。）の減量化及び資源化の推進に関すること。	
一般廃棄物再生利用業者の指定に関すること。	
不法に投棄されたごみの適正処理の指導及び関係機関との連絡調整に関すること。	
産業廃棄物に係る施策の企画及び調査研究に関すること。	
産業廃棄物の適正処理の指導に関すること。	
産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。	
使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関すること。	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出の受付及び指導に関すること。	
上下水道局上下水道経営部との連絡調整（水道事業に係るものに限る。）に関すること。	
北河内 4 市リサイクル施設組合に関すること。	
枚方京田辺環境施設組合に関すること。	
廃棄物減量等推進審議会に関すること。	
減量業務室	
家庭系ごみの減量及び適正処理に係る施策の調査、企画及び立案に関すること。	
家庭系ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。	
ごみの収集・運搬作業に関すること。	
不法に投棄されたごみ（ごみの収集場所に投棄されたものに限る。）の収集に関すること。	
資源ごみ等の収集及び処理に関すること。	
粗大ごみ及び臨時ごみの収集予約の受付に関すること。	
廃棄物減量等推進員に関すること。	
穂谷川清掃工場	
ごみの処分作業に関すること。	
資源ごみ等の処理に関すること。	
ごみ処理施設の改良及び維持管理に関すること。	
ごみ処理施設の公害防止に関すること。	
一般廃棄物収集運搬業者による持込みごみの受入れ及び指導に関すること。	
ごみの終末処理に関すること。	
東部清掃工場	
ごみの処分作業に関すること。	
ごみ処理施設及び周辺整備に係る調整に関すること。	
ごみ処理施設の改良及び維持管理に関すること。	
ごみ処理施設の公害防止に関すること。	
一般廃棄物収集運搬業者による持込みごみの受入れ及び指導に関すること。	
ごみの終末処理に関すること。	
最終処分場の維持管理に関すること。	

(2) 環境部【廃棄物（ごみ）関係】・組織及び職員数

(平成30年4月1日現在)

環境部（241人）	環境総務課（16人）	総務グループ
		廃棄物対策グループ
	減量業務室（175人）	管理グループ
		編成開発グループ
		減量推進グループ
		企画総務グループ
		資源グループ
		業務第1グループ
		業務第2グループ
		業務第3グループ
		特別グループ
		環境推進グループ
	穂谷川清掃工場（34人）	総務グループ
		施設管理グループ
		資源管理グループ
		運転管理グループ
		管理計画グループ
	東部清掃工場（16人）	周辺整備グループ
		施設グループ
		総務グループ

ただし、環境総務課からの派遣職員8人を除く。

(3) 環境部【廃棄物（ごみ）関係】・職員配置状況

(平成30年4月1日現在)

① 補職別職員配置状況

職名 \ 所属	環境総務課	減量業務室	穂谷川 清掃工場	東部 清掃工場	合 計
部 長	1				1
次 長		1	1	1	3
副参事		1			1
課 長	1	3	1	2	7
主 幹				1	1
課長代理	2	10	5	3	20
副主幹			1	1	2
係 長	3	6	1	3	13
監 督		42	14	3	59
主 任	3	5		2	10
班 長		77	6		83
副班長		7			7
事務職員	1	1			2
技術職員	1	9			10
非常勤職員	1	1			2
再任用職員	3	12	5		20
合 計	16	175	34	16	241

② 職種・部門別職員配置状況

職種・部門 \ 所属		環境総務課	減量業務室	穂谷川 清掃工場	東部 清掃工場	合 計
一般職	事務系	10	69	12	8	99
	技術系	6		13	8	27
技能職	収集運搬		106			106
	中間処理			9		9
合 計		16	175	34	16	241

(注) 職員配置は、「一般廃棄物処理事業実態調査」の区分基準による

(4) 車両の保有台数

(平成30年4月1日現在)

車種	積載量	保有台数				
		環境総務課	減量業務室	穂谷川 清掃工場	東部 清掃工場	合 計
塵芥収集車	2 t		36			36
	3.5t		15			15
普通貨物車			6	3		9
小型貨物車			3		2	5
乗用車		1	1			2
特殊用途車						
バキューム車				1	1	2
軽貨物車		1	3			4
軽乗用車			2	2	2	6
軽ダンプ			1			1
特殊車両				3	1	4
合 計		2	67	9	6	84

3. 予算・決算

(1) 枚方市の予算（平成30年度）

① 歳 入

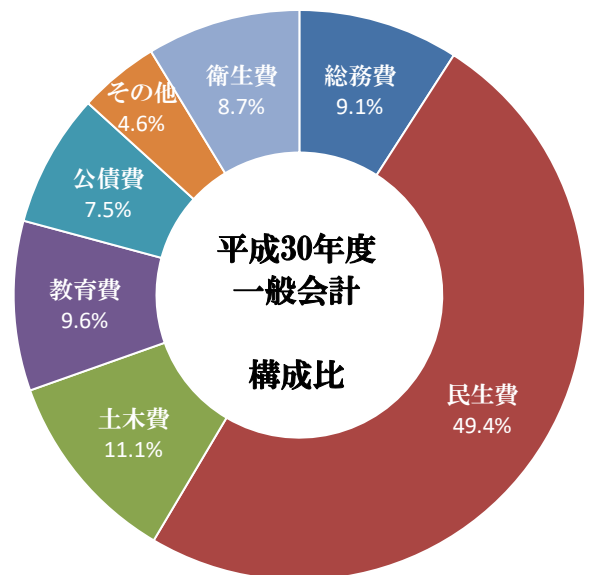
(単位：千円)

科目	予算額
市税	55,342,209
国府支出金	39,914,188
諸収入	1,067,657
市債	13,842,200
その他	27,633,746
合計	137,800,000

② 歳 出

(単位：千円)

科目		予算額	
総務費		12, 525, 135	
民生費		68, 104, 516	
土木費		15, 242, 940	
教育費		13, 267, 892	
公債費		10, 404, 552	
その他		6, 283, 054	
衛生費		11, 971, 911	
内 訳	保健衛生費		5, 813, 307
	清掃費		6, 158, 604
	内	塵芥処理費	5, 729, 685
	訳	し尿処理費	428, 919
合計		137, 800, 000	



(2) 一般会計決算（清掃関係）

① 歳 入

(単位：円)

平成 年度	一般会計決算額	衛生使用料	衛生手数料	衛 生 費 国庫補助金	衛 生 費 府委託金	衛 生 債
25	121,589,688,927	136,177,330	270,226,020	24,526,000	393,800	106,900,000
26	125,295,576,115	138,518,559	319,762,434	162,088,193	2,410,728	588,200,000
27	135,284,688,377	150,750,559	342,598,118	96,973,734	329,660	528,000,000
28	137,000,458,177	158,392,633	389,718,080	94,432,861	492,289	575,500,000
29	135,855,069,586	167,910,862	373,096,278	88,421,000	283,040	658,000,000

② 歳 出

(単位：円)

平成 年度	一般会計決算額	衛 生 費	構成比	(衛生費内訳)			
				保健衛生費	構成比	清 掃 費	構成比
25	119,695,822,049	10,050,572,064	8.4%	4,649,508,299	3.9%	5,401,063,765	4.5%
26	123,287,726,052	11,155,611,027	9.0%	5,564,633,584	4.5%	5,590,977,443	4.5%
27	133,177,177,049	11,647,365,956	8.7%	5,656,320,880	4.2%	5,991,045,076	4.5%
28	135,128,440,487	11,828,236,102	8.8%	5,722,273,225	4.2%	6,105,962,877	4.5%
29	134,156,492,651	11,532,221,566	8.6%	5,565,784,183	4.1%	5,966,437,383	4.4%

(単位：円)

平成 年度	(清掃費内訳)					
	塵芥処理費	構成比	し尿処理費	構成比	清掃工場 新設事業費(注)	構成比
25	4,981,477,977	4.2%	412,094,038	0.3%	7,491,750	0.0%
26	5,170,647,454	4.2%	420,329,989	0.3%	0	0.0%
27	5,571,281,296	4.2%	419,763,780	0.3%	0	0.0%
28	5,633,603,904	4.2%	472,358,973	0.3%	0	0.0%
29	5,284,566,565	3.9%	681,870,818	0.5%	0	0.00%

(注) 平成26年度以降、清掃工場新設事業費は、発生していない。

(3) ごみ収集処理決算額の状況

① 過去5年間の推移

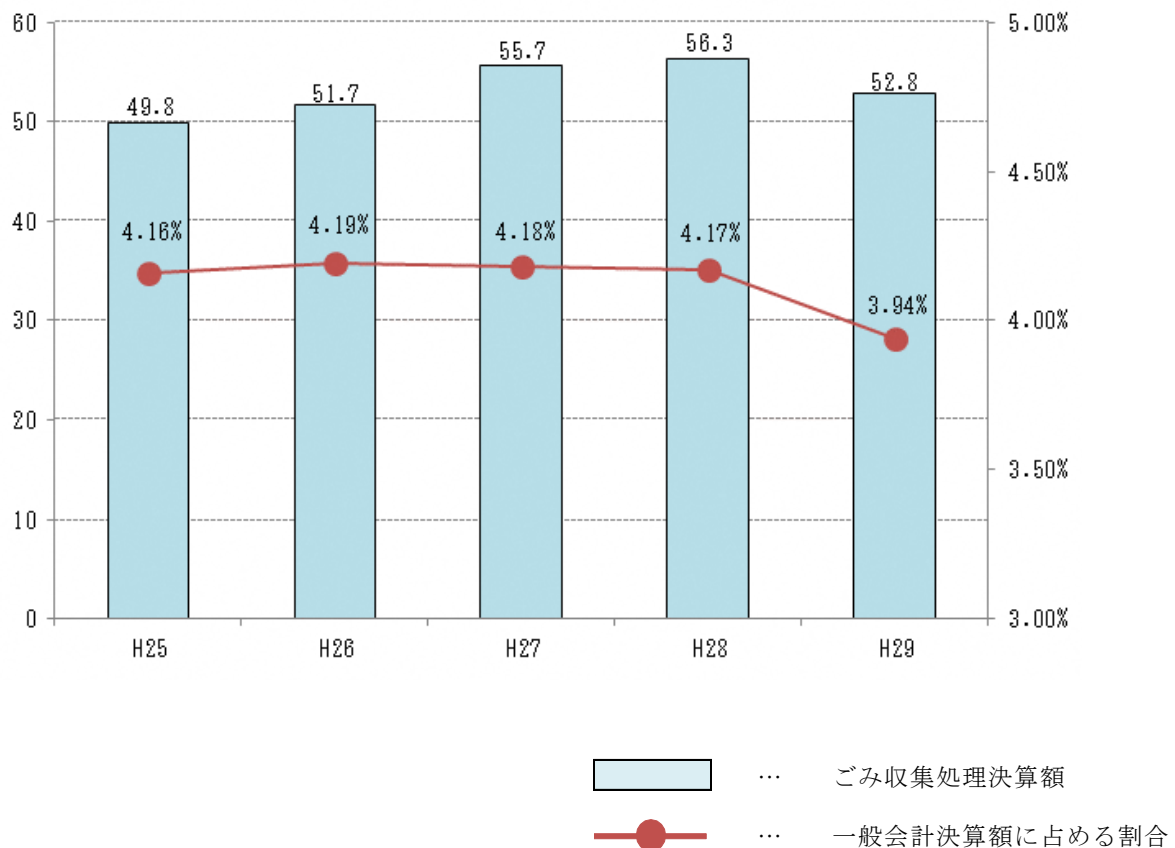
(単位：円)

平成 年度	ごみ収集処理決算額 (A)	一般会計決算額 (B)	(A)/(B)×100
25	4,980,781,442	119,695,822,049	4.16%
26	5,169,940,985	123,287,726,052	4.19%
27	5,570,515,643	133,177,177,049	4.18%
28	5,633,219,428	135,128,440,487	4.17%
29	5,284,237,861	134,156,492,651	3.94%

(注) ごみ収集処理決算額は、塵芥処理費から環境部の決算額を抜き出したもの
 ごみ収集処理決算額 = 塵芥処理費 - 不法投棄対策関連事業費

一般会計決算額に占めるごみ収集処理決算額の推移

(億円)



② 費目別内訳

(単位：円)

費 目	平成28年度	平成29年度	対前年度 増 減 額
報 酬	3,842,384	3,016,955	▲825,429
給 料	938,737,923	908,203,319	▲30,534,604
職 員 手 当	666,929,412	637,254,709	▲29,674,703
共 済 費	344,406,170	340,835,211	▲3,570,959
賃 金	32,266,326	32,511,328	245,002
報 償 金	65,526,200	61,410,760	▲4,115,440
旅 費	796,058	715,835	▲80,223
需 用 費	420,069,178	377,144,946	▲42,924,232
役 務 費	15,356,266	14,790,004	▲566,262
委 託 料	1,241,773,855	1,354,648,946	112,875,091
使用料及び賃借料	6,988,994	7,355,908	366,914
工 事 請 負 費	1,603,706,040	1,242,034,668	▲361,671,372
原 材 料 費	772,391	1,040,895	268,504
備 品 購 入 費	42,234,175	26,466,824	▲15,767,351
負担金補助及び交付金	241,283,812	257,322,253	16,038,441
賠 償 金	0	232,200	232,200
積 立 金	8,530,244	19,253,100	10,722,856
合 計 (ごみ収集処理決算額)	5,633,219,428	5,284,237,861	▲348,981,567

(4) 塵芥処理手数料の徴収状況

(単位：円)

平成 年度	調 定 額	収 入 額	未 収 額	徴収率(%)
25	243,045,200	243,045,200	0	100.0
26	277,769,700	277,769,700	0	100.0
27	297,986,200	297,986,200	0	100.0
28	347,451,000	347,451,000	0	100.0
29	332,672,400	332,672,400	0	100.0

(5) 塵芥処理等の手数料 (条例第23条関係)

(平成30年4月1日現在)

種類	名称		取扱区分		単位	金額（円）	
動物の死体	動物処理手数料		動物の死体の収集及び運搬		1 体	1, 200	
ごみ等	大型ごみ処理 手数料		家庭生活に伴って生じた大型ごみの収 集、運搬及び処分		1 点	大型ごみの品目ご とに1, 800円を限 度として規則で定 める額	
	臨時ご み処理 手数料	基本 手数料	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大 型ごみの臨時処理		申込み 1 回	1, 200	
		区分 手数料	家庭生活に伴って生じた粗ご み又は大型ごみのうち、大型 ごみ処理手数料及び持込みご み処理手数料が適用されるも の以外のものの収集、運搬及 び処分		粗ごみ	5 点	300
					大型ごみ	1 点	大型ごみの品目ご とに1, 800円を限 度として規則で定 める額
		持込みごみ処理 手数料		市長が指定す る場所に搬入 したごみ等の 処分	家庭生活に伴 って生じた粗 ごみ又は大型 ごみで、自らが 持ち込んだも の	粗ごみ	5 点
	大型ごみ					1 点	大型ごみの品目ご とに1, 800円を限 度として規則で定 める額
			許可を受けた者が持ち込 んだごみ等		10キログラム	90	

備考

- 1 世帯及び数量の認定は、市長が別に定めるところによる。
- 2 この表における手数料の算定において、5点及び10キログラムに満たない数量はそれぞれ5点及び10キログラムとみなす。
- 3 この表における持込ごみ処理手数料の算定において、その全額が100円に満たないときはこれを100円とし、100円を超える額について100円未満の端数があるときは当該端数の額を切り上げる。
- 4 この表において「ごみ等」とは一般廃棄物のうち、し尿、合併浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及び動物の死体以外のものをいう。
- 5 この表において「大型ごみ」とは、ごみ等のうち家具類その他市長が規則で定めるものを、「粗ごみ」とは、ごみ等のうち大型ごみに該当しないもので、かつ、市長が別に定めるもの以外のものをいう。
- 6 大型ごみ及び粗ごみの排出方法は、市長が別に定めるところによる。
- 7 この表における大型ごみ処理手数料は、次のいずれにも該当する場合について適用する。
 - (1) 1回に排出する大型ごみの点数が6点以内であるとき。
 - (2) 1月における大型ごみの排出が1回を超えていないとき。
- 8 この表における臨時ごみ処理手数料のうち粗ごみにかかる手数料は、1月につき1回を超え、又は1回につき6点を超えて粗ごみを排出する場合について適用する。
- 9 この表において「許可を受けた者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者のうち、浄化槽法第35条第1項の許可を併せて受けていない者をいう。

4. ごみ収集処理事業

(1) ごみの収集区域

(平成29年10月 1 日現在)

区域	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
行政区域	65.12	404,324	178,905
収集計画区域	65.12	404,324	178,905

(2) 人口及びごみ処理量の推移

平成 年度	当該年度10月 1 日 現在の人口 (人)	当該年度10月 1 日 現在の世帯数(世帯)	ごみ処理量 (t)	世帯当たりの 構成人数 世帯員数 (人)
25	409,215	174,504	108,503.72 (資源ごみ8,685.00 含む)	2.35
26	408,038	175,800	108,882.32 (資源ごみ9,251.67含む)	2.32
27	406,454	176,651	109,273.19 (資源ごみ9,311.81含む)	2.30
28	405,246	177,752	108,801.20 (資源ごみ9,107.33含む)	2.28
29	404,324	178,905	106,799.31 (資源ごみ9,337.16含む)	2.26
32 【目標値】 (注1)	400,580	187,187	103,751 (資源ごみ9,753含む)	2.14 (注2)

(注1) 平成32年度【目標値】については、本市の基本計画において掲げる中間目標年度の計画目標値を示している。(以降の表についても同様の目標値を示している。)

(注2) 世帯数については、基本計画の人口推定値を基に、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別平均世帯人員の平成32年度推計値を用いて算出している。

(3) ごみ収集処理原価

① ごみ収集処理費の部門別経費

(単位：円)

平成 年度	収集経費	処理経費	その他経費	合計 (ごみ収集処理費)
25	2,252,058,274	2,402,845,774	325,877,394	4,980,781,442
26	2,159,868,675	2,888,415,346	121,656,964	5,169,940,985
27	2,161,878,994	3,291,659,790	116,976,859	5,570,515,643
28	2,095,703,755	3,374,853,787	162,661,886	5,633,219,428
29	2,190,389,920	2,924,472,098	169,375,843	5,284,237,861

(注) ごみ収集処理決算額は、塵芥処理費から環境部の決算額を抜き出したもの

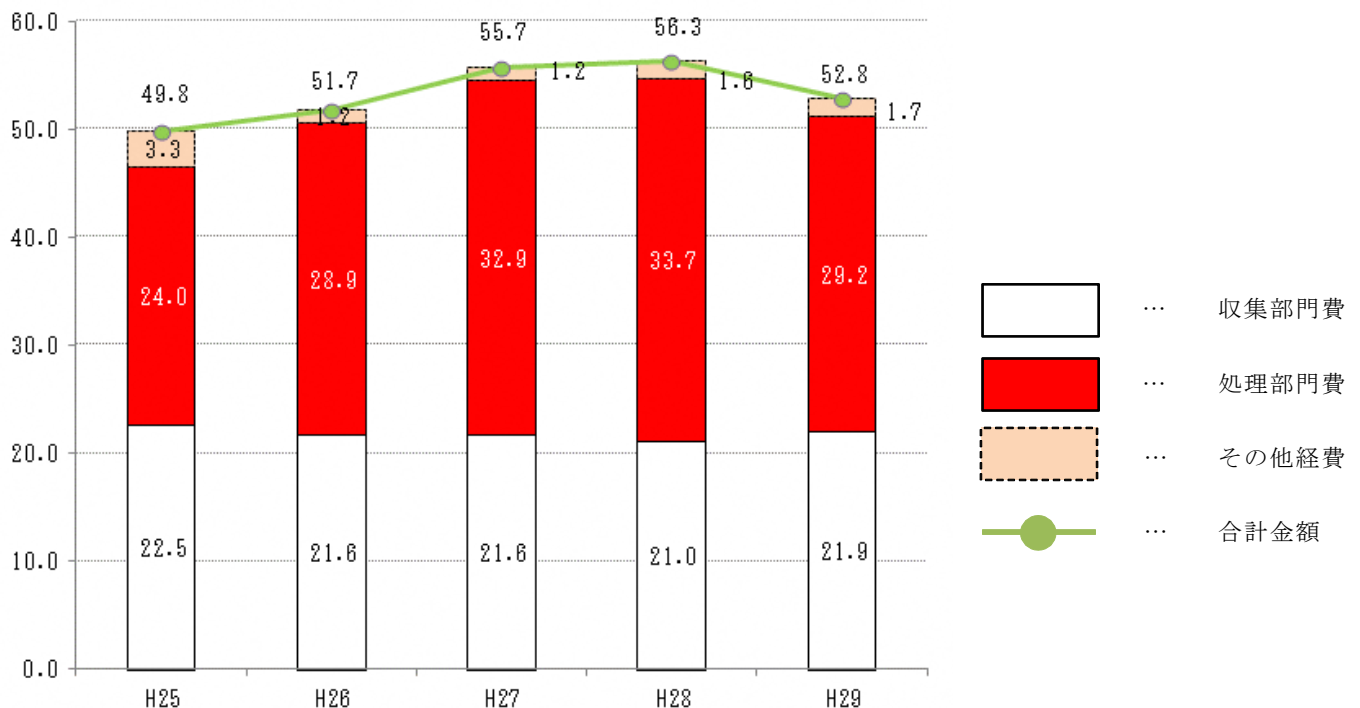
ごみ収集処理決算額 = 塵芥処理費 - 不法投棄対策関連事業費

収集部門費は、ごみの収集・運搬に係る経費。処理部門費は、ごみの中間処理・最終処分に係る経費

その他経費は、ごみ収集処理経費であるが、啓発活動など直接収集（処理）に係る経費ではない経費

ごみ収集経費の部門別経費の推移

(億円)



② 年度別収集・処理原価（１ｔ当たり）（※その他経費は除く）

（単位：円）

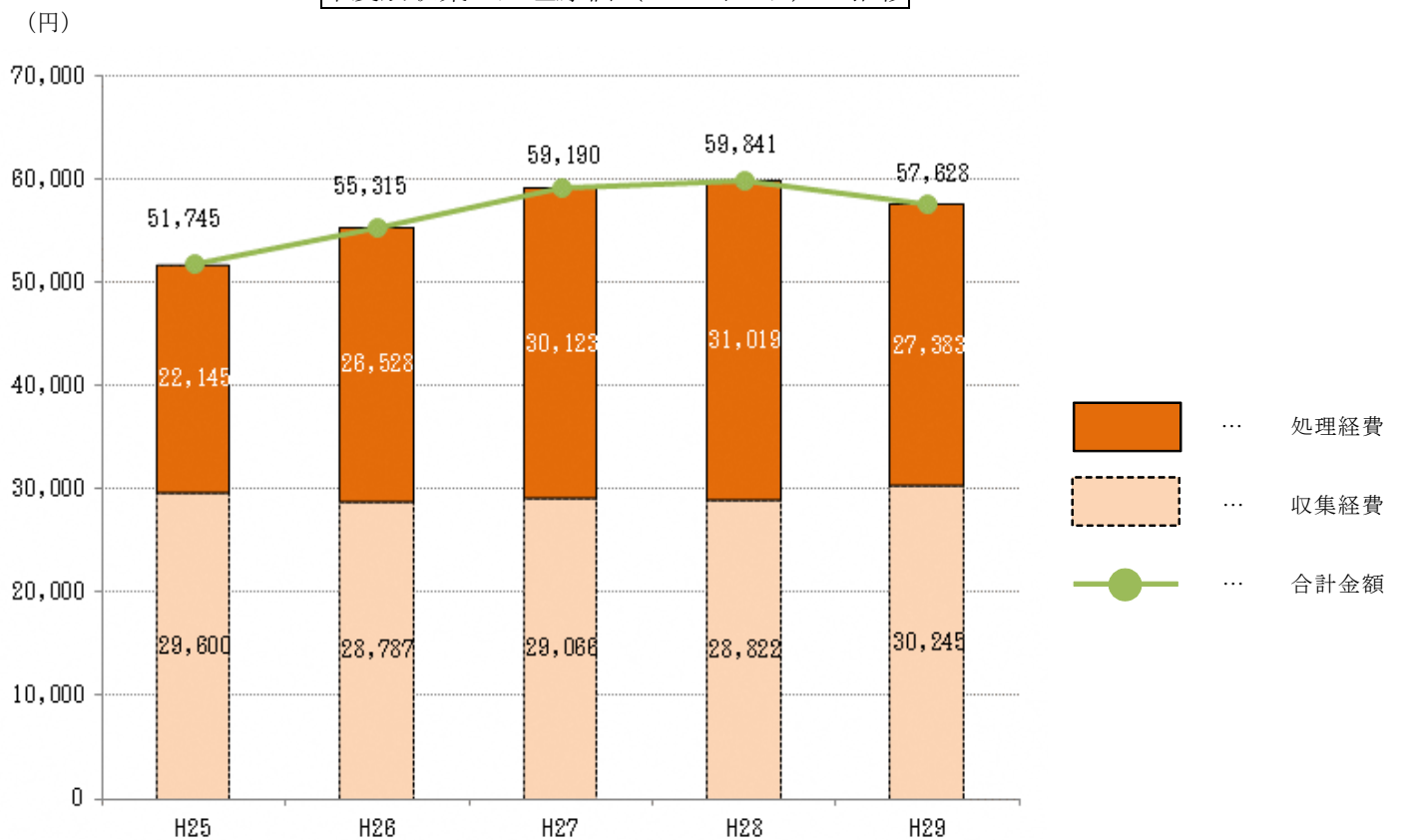
（単位：ｔ）

平成 年度	収集経費	処理経費	収集処理経費 (合計)
25	29,600	22,145	51,745
26	28,787	26,528	55,315
27	29,066	30,123	59,190
28	28,822	31,019	59,841
29	30,245	27,383	57,628

ごみ収集量	ごみ処理量
76,083.85	108,503.72
75,029.07	108,882.32
74,377.53	109,273.19
72,711.22	108,801.20
72,421.37	106,799.31

（注） 収集（処理）経費（１ｔ当たり）＝ 収集（処理）部門費 ÷ ごみ収集（処理）量
 ごみ収集量…ごみ処理量のうち、直接搬入量を除いた数値のことです。
 収集（処理）経費は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

年度別収集・処理原価（１ｔ当たり）の推移



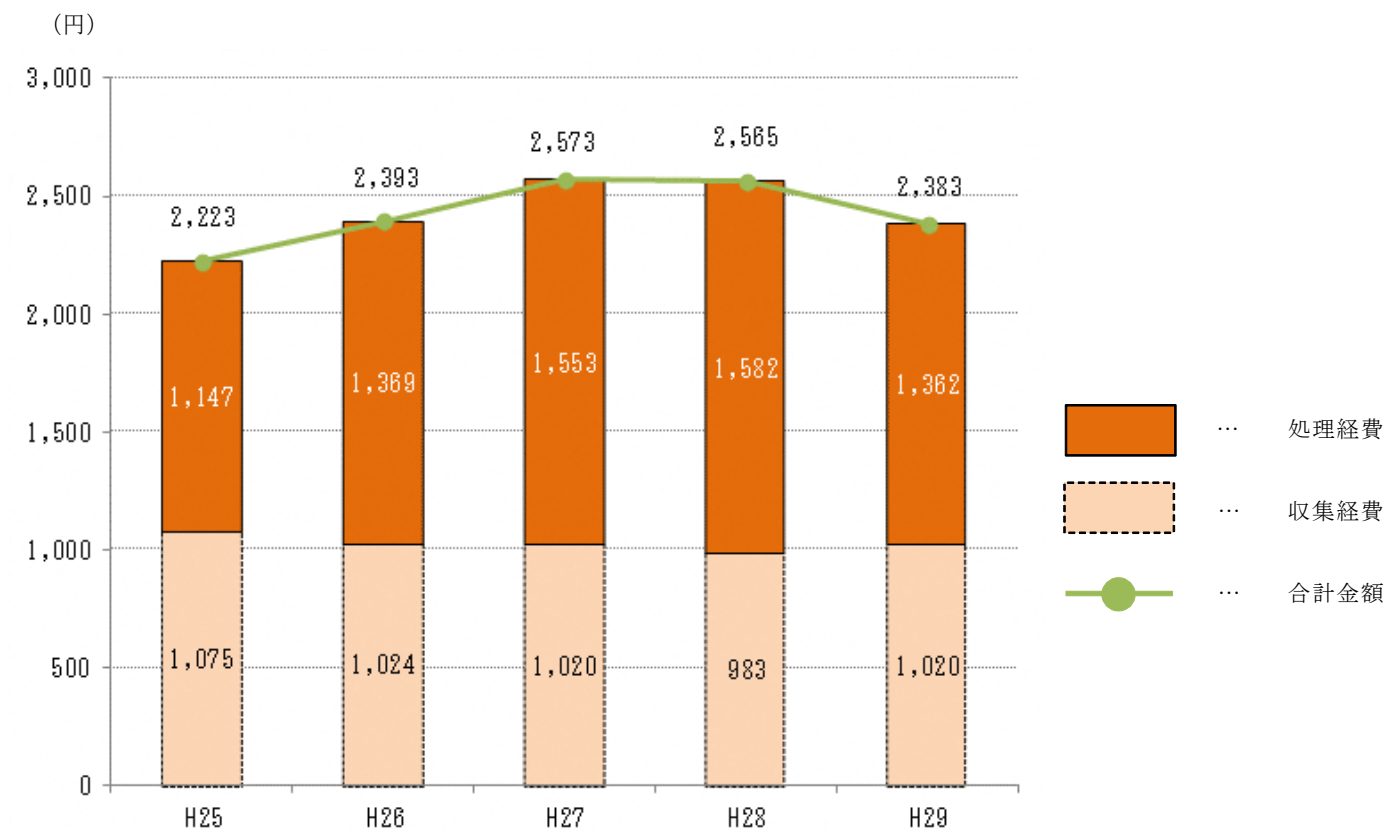
③ 年度別収集・処理原価（１世帯１月当たり）（※その他経費は除く）

（単位：円）

平成 年度	収集経費	処理経費	収集処理経費 (合計)	世帯数 (世帯)
25	1,075	1,147	2,222	174,504
26	1,024	1,369	2,393	175,800
27	1,020	1,553	2,573	176,651
28	983	1,582	2,565	177,752
29	1,020	1,362	2,383	178,905

（注） 収集（処理）経費（１世帯１月当たり）＝ 収集（処理）部門費 ÷ 世帯数 ÷ 12箇月
 収集（処理）経費は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

年度別収集・処理原価（１世帯１月当たり）の推移



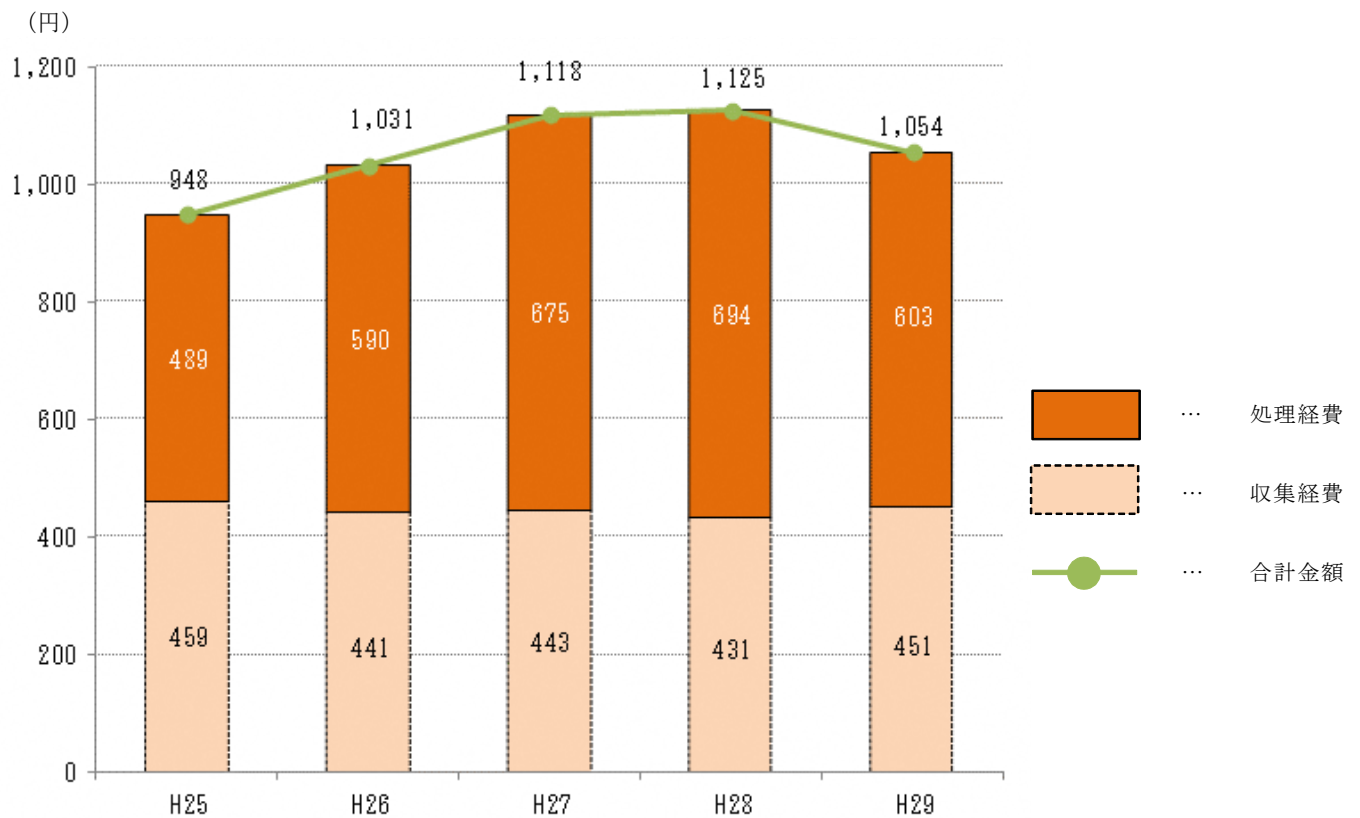
④ 年度別収集・処理原価（１人１月当たり） （※その他経費は除く）

（単位：円）

平成 年度	収集経費	処理経費	収集処理経費 (合計)	人口 (人)
25	459	489	948	409,215
26	441	590	1,031	408,038
27	443	675	1,118	406,454
28	431	694	1,125	405,246
29	451	603	1,054	404,324

（注） 収集（処理）経費（１人１月当たり）＝ 収集（処理）部門費 ÷ 人口 ÷ 12 箇月
 収集（処理）経費は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

年度別収集・処理原価（１人１月当たり）の推移



(4) 家庭系ごみの分別及び収集業務内容

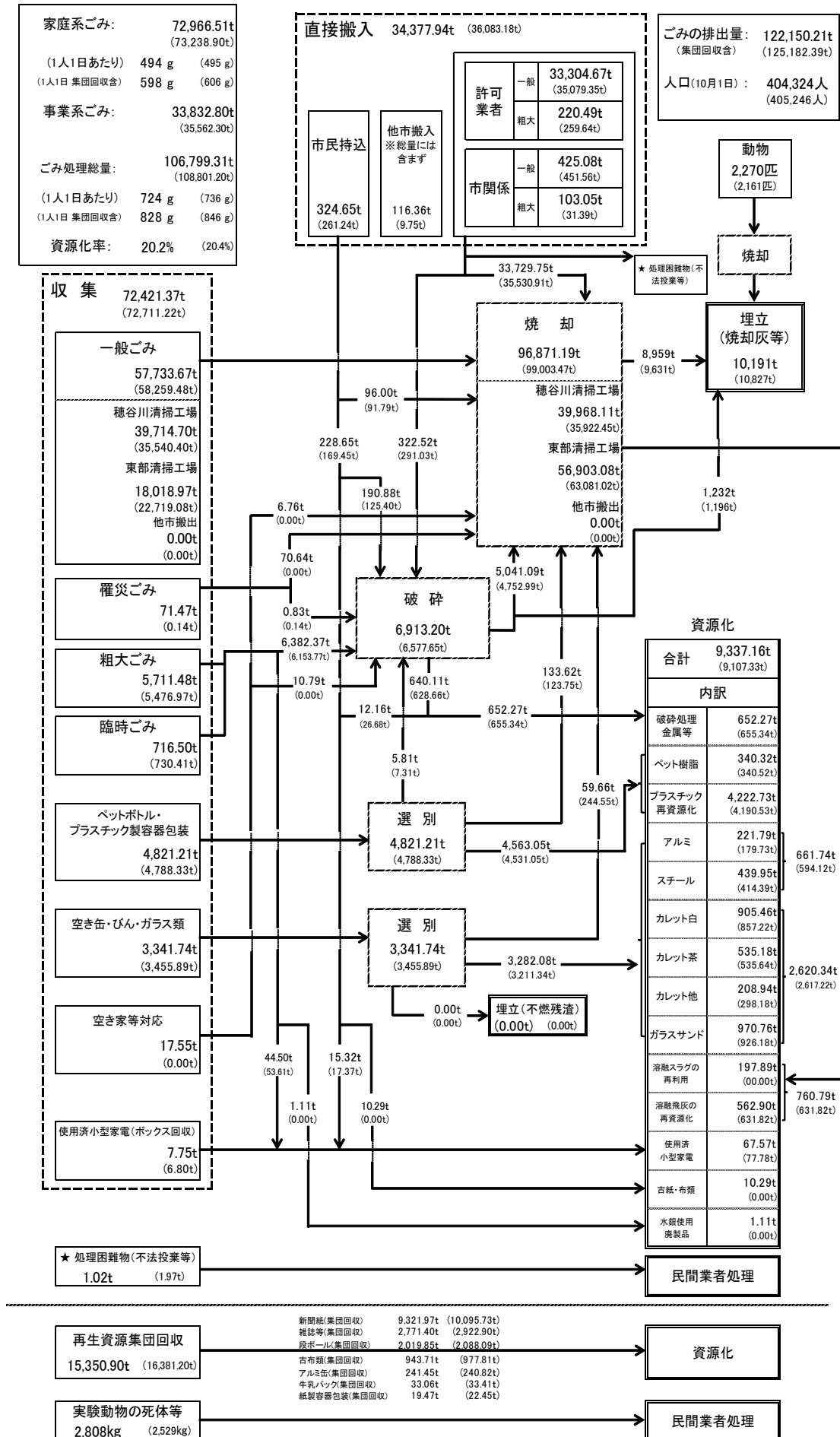
(平成30年4月1日現在)

分 別 内 容		収 集 業 務 内 容
一般ごみ		一般ごみは、地域別に「月・木」又は「火・金」の定曜日に収集をしている。 収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、中高層集合住宅については、主にロータリードラム収集方式及びコンテナボックス収集方式としている。
空き缶、びん・ガラス類 (資源ごみ)		空き缶、びん・ガラス類は月2回の指定曜日に収集をしている。 収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、コンテナボックスを設置しているところは、主にコンテナボックス収集方式としている。
ペットボトル・ プラスチック製容器包装 (資源ごみ)		ペットボトル・プラスチック製容器包装は週1回の指定曜日に収集している。 収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、コンテナボックスを設置しているところは、主にコンテナボックス収集方式としている。
使用済小型家電 (資源ごみ)		市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置している。
水銀使用廃製品 (資源ごみ)		市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1～2回収集している。
粗大ごみなど	粗 ご み	粗ごみは電話及びインターネット申込みにより、月に1世帯1回6点まで無料で戸別収集している。 収集日は、原則として受付日の翌週の水曜日である。 インターネット申込みは電話での申し込みで粗ごみまたは大型ごみのいずれかの収集が完了している必要がある。
	大 型 ご み	大型ごみは大きさや品目でごみ処理手数料を定め、電話及びインターネット申込みにより、月に1世帯1回6点まで有料で戸別収集している。 収集日は、原則として受付日の翌週の水曜日である。 インターネット申込みは電話での申し込みで、粗ごみまたは大型ごみのいずれかの収集が完了している必要がある。
	臨 時 ご み	引越しや片付けなどで出る「粗ごみ」・「大型ごみ」の申し込み点数がそれぞれ6点を超える場合や同一月にそれぞれ2回以上排出する場合は、電話申込により有料で戸別収集している。
	動物の死体	ペットの死体は電話申込により有料で戸別収集している。 (持込みの場合は無料) のら犬、のら猫などの動物死体は無料で収集している。
その他		◎ふれあいサポート収集 日常のごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の世帯に対して、市の収集職員が玄関先まで伺い、戸別収集をしている。 ◎大型ごみ持出しサポート収集 屋内の大型ごみを出すことが困難な高齢者や障害者で構成する世帯に対して、市の収集職員が屋内から持ち出し収集している。

(5) 収集処理フローチャート

平成29年度

※ 埋立量はフェニックス最終処分場での計量数値



()の数値は、前年度の数値

(6) 月別分別収集量及び搬入量

収集作業日数 257 日

(単位：t)

平成 年月	一般ごみ	粗・大型 ごみ	臨時 ごみ	罹災 ごみ	空き缶、 びん・ガラス類	ペットボトル・プラス チック製容器包装	収集合計	直接搬入 ごみ	処理量合計	動物 (匹)
29 年 4 月	4,587.20	434.11	51.08	—	293.25	365.17	5,730.81	2,909.59	8,640.40	151
5 月	5,316.29	626.48	61.75	—	267.03	428.83	6,700.38	3,024.05	9,724.43	216
6 月	4,918.64	476.91	53.27	—	293.27	419.03	6,161.12	2,939.56	9,100.68	225
7 月	4,815.37	419.17	64.73	—	296.12	408.40	6,003.79	3,008.13	9,011.92	243
8 月	5,009.90	511.62	60.04	—	287.40	458.93	6,327.89	2,973.87	9,301.76	200
9 月	4,621.72	442.20	60.18	—	304.14	403.54	5,831.78	2,863.09	8,694.87	161
10 月	5,102.16	428.78	65.11	—	252.44	402.80	6,251.29	2,948.52	9,199.81	209
11 月	4,730.07	686.37	60.37	71.47	258.07	387.21	6,193.56	2,856.68	9,043.92	236
12 月	4,891.35	655.97	73.10	—	283.72	384.13	6,288.27	3,097.73	9,296.00	136
30 年 1 月	4,958.35	324.21	41.13	—	291.62	416.59	6,031.90	2,590.53	8,622.43	157
2 月	3,969.01	311.37	58.57	—	275.23	345.73	4,959.91	2,392.23	7,352.14	188
3 月	4,813.61	394.29	67.17	—	239.46	400.85	5,915.38	2,773.96	8,688.29	148
合計	57,733.67	5,711.48	716.50	71.47	3,341.75	4,821.21	72,396.08	34,377.94	106,799.31	2,270

(注) 搬入ごみの内訳 (市民持込み：324.65t、許可業者：33,525.16t、市の施設関係：528.13t)

(7) 年度別分別収集量及び搬入量

(単位：t)

平成 年度	一般ごみ	粗・大型 ごみ	臨時 ごみ	罹災 ごみ	空き缶、 びん・ガラス類	ペットボトル・プラス チック製容器包装	収集合計	直接搬入 ごみ	処理量合計	動物 (匹)
25	60,533.51	6,201.77	680.98	58.95	3,766.55	4,901.04	76,083.85	32,419.87	108,503.72	2,442
26	60,261.79	5,635.89	681.17	—	3,635.22	4,815.00	75,029.07	33,843.79	108,882.32(注1)	2,464
27	59,341.60	5,818.46	791.42	0.21	3,572.67	4,853.17	74,377.53	34,888.02	109,273.19(注2)	2,490
28	58,259.48	5,476.97	730.41	0.14	3,455.89	4,788.33	72,711.22	36,083.18	108,801.20(注3)	2,161
29	57,733.67	5,711.48	716.50	71.47	3,341.74	4,821.21	72,396.07	34,377.94	106,799.31(注4)	2,270
32	55,840	5,393	716	—	3,505	5,528	70,984	32,758	103,751	—

(注1) 平成26年度の処理量合計の内訳：収集合計＋直接搬入ごみ＋9.46t (使用済小型家電)

(注2) 平成27年度の処理量合計の内訳：収集合計＋直接搬入ごみ＋7.64t (使用済小型家電)

(注3) 平成28年度の処理量合計の内訳：収集合計＋直接搬入ごみ＋6.80t (使用済小型家電)

(注4) 平成29年度の処理量合計の内訳：収集合計＋直接搬入ごみ＋7.75t (使用済小型家電) ＋17.55t (空き家等対応)

(8) 家庭系・事業系別のごみ処理量の推移

(単位：t)

平成 年度	家庭系	比率 (%)	事業系	比率 (%)	ごみ処理総量 (合計)
25	76,542.02	70.5	31,961.70	29.5	108,503.72
26	75,417.70	69.3	33,464.62	30.7	108,882.32
27	74,857.97	68.5	34,415.22	31.5	109,273.19
28	73,238.90	67.3	35,562.30	32.7	108,801.20
29	72,966.51	68.3	33,832.80	31.7	106,799.31
32	71,415	68.8	32,336	31.2	103,751

(9) 年度別1人1日当たり及び1世帯1日当たりのごみ処理量

(単位：g)

平成 年度	1人1日当たり		1世帯1日当たり	
	ごみ処理量	【家庭系ごみのみ】	ごみ処理量	【家庭系ごみのみ】
25	726 (854)	512 (640)	1,704 (2,004)	1,202 (1,502)
26	731 (856)	506 (632)	1,697 (1,987)	1,175 (1,466)
27	735 (853)	503 (622)	1,690 (1,963)	1,158 (1,430)
28	736 (846)	495 (606)	1,677 (1,929)	1,129 (1,381)
29	724 (828)	494 (598)	1,636 (1,871)	1,117 (1,352)
32	710 (832)	488 (611)	1,519 (1,780)	1,045 (1,307)

(注) 1人(世帯)1日当たりのごみ処理量＝ごみ処理総量÷人口(世帯)÷年間日数
 ごみ処理総量＝収集量＋直接搬入量(＋集団回収量)
 ()の数値は集団回収量を含んだ数値である

(10) 年度別資源ごみ収集量及び資源化率

(単位：t)

平成 年度	行政回収分 資源化量	再生資源 集団回収量	資源化総量 (A)	ごみ処理総量 (B)	《参考》 ごみ処理総量 (集団回収量を含まず)	資源化率 (A)／(B) (%)
25	8,685.00	19,125.17	27,810.17	127,628.89	108,503.72	21.8
26	9,251.67	18,649.69	27,901.36	127,532.01	108,882.32	21.9
27	9,311.81	17,627.69	26,939.50	126,900.88	109,273.19	21.2
28	9,107.33	16,381.20	25,488.53	125,182.39	108,801.20	20.4
29	9,337.16	15,350.90	24,688.06	122,150.21	106,799.31	20.2
32	9,753	17,852	27,604	121,603	103,751	22.7

(注) 行政回収分資源化量は、金属類（粗大ごみ・臨時ごみの破碎後回収分）、ペットボトル・プラスチック製容器包装、空き缶、びん・ガラス類、溶融スラグの再利用、溶融飛灰の再資源化及び使用済小型家電の合計

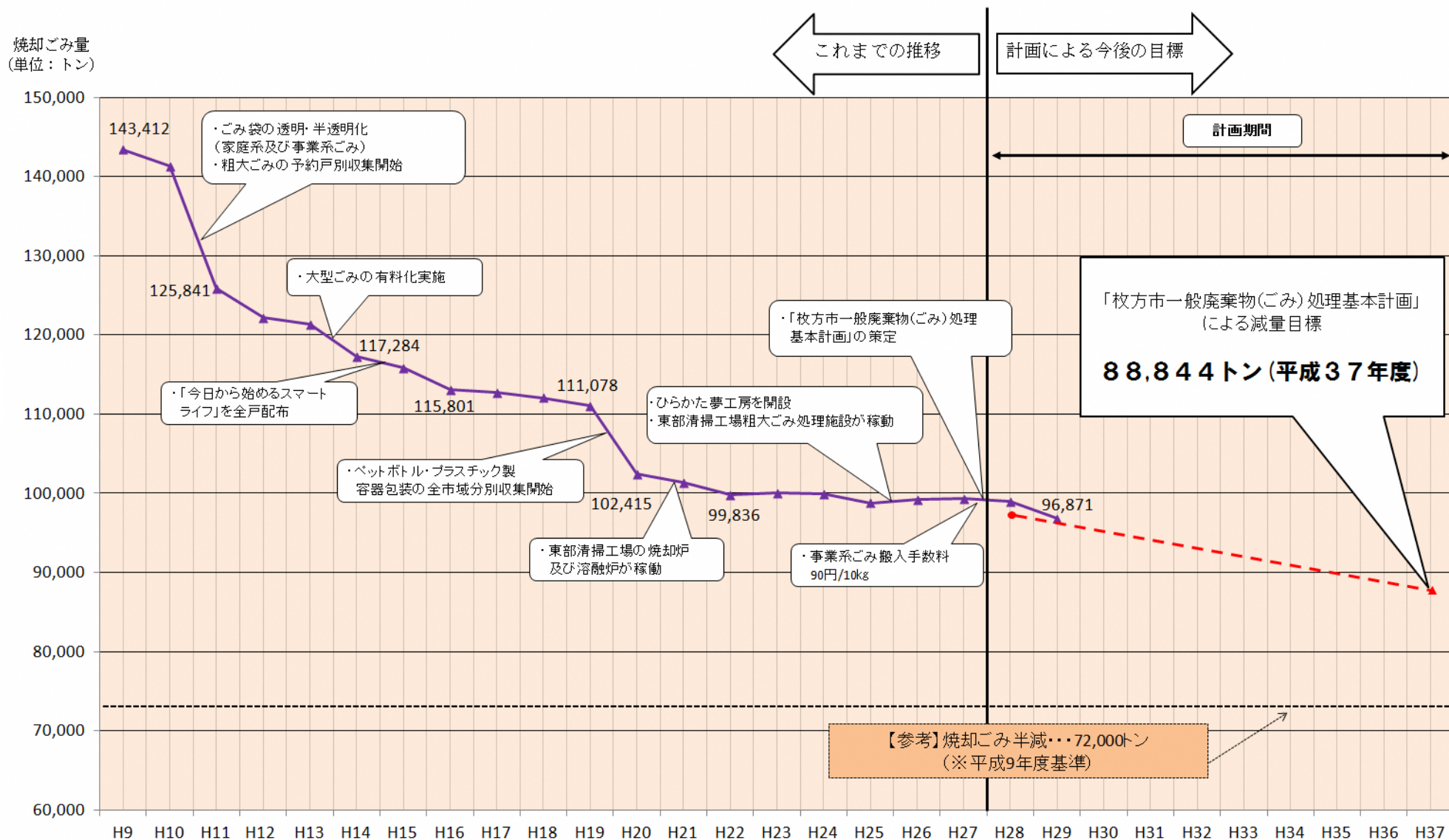
(11) 年度別焼却処理量及び減量化率

(単位：t)

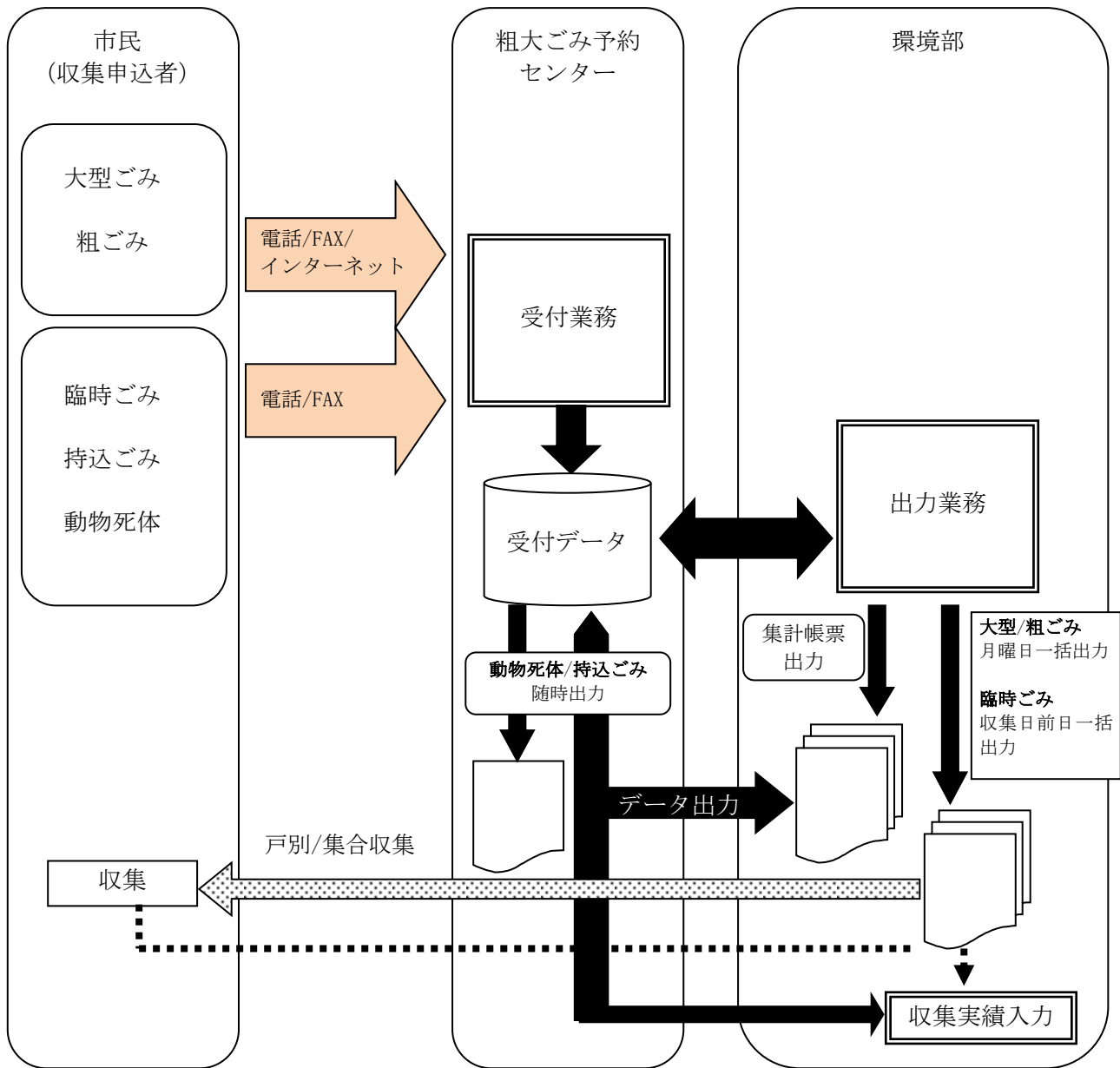
平成 年度	ごみ処理総量	焼却処理量	焼却処理量の 減量化率 (%) (平成9年度比)
【基準年度】 9	149,457.05	143,412.43	—
25	108,503.72	98,791.98	31.1
26	108,882.32	99,182.19	30.8
27	109,273.19	99,357.10	30.7
28	108,801.20	99,003.47	31.0
29	106,799.31	96,871.19	32.5
32	103,751	93,540	34.8

(注) 平成11年度に「焼却ごみ半減」を目標として掲げたため、以来、平成9年度を基準年度としている。

枚方市における焼却ごみ減量の推移・目標



(12) 電話及びインターネット受付業務処理概要



(13) 粗大ごみ予約センター電話及びインターネット申込み件数

平成29年度		粗ごみ	大型ごみ	臨時ごみ	動物死体	持ち込み	合 計
件数 (件)	電話 (FAX含む)	218,076	26,428	2,324	1,630	4,337	252,795
	インターネット (電話受付時間外)	46,860 (26,276)	4,557 (2,784)				51,417 (29,060)
合 計		264,936	30,985				304,212

(14) 年度別ごみ質調査

① 穂谷川清掃工場

(各年度平均値)

区 分		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
物理的組成	紙・布類	%	43.8	54.8	51.3	59.1	56.0
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	%	25.4	20.8	21.2	16.9	19.3
	木、竹、ワラ類	%	11.4	6.5	9.3	10.8	5.7
	ちゅう芥類	%	12.2	11.5	10.4	8.2	14.5
	不燃物類	%	3.6	3.4	4.4	1.9	1.8
	その他	%	3.6	3.0	3.4	3.0	2.7
	合 計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
化学的組成	単位容積重量	kg/m ³	166	152	146	144	207.3
	水 分	%	46.7	45.3	46.0	46.4	56.2
	灰 分	%	6.9	6.3	7.3	6.3	4.0
	可 燃 物	%	46.4	48.4	46.6	49.3	39.7
	プラスチック混入率	%	21.9	18.0	18.0	11.0	9.8
	低位発熱量	J/g	8,502	8,800	8,375	8,825	7,100

② 東部清掃工場

(各年度平均値)

区 分		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
物理的組成	紙・布類	%	50.5	52.2	43.9	47.6	46.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	%	25.3	24.1	23.2	26.5	25.4
	木、竹、ワラ類	%	8.5	9.8	18.5	10.4	11.6
	ちゅう芥類	%	7.4	5.9	6.5	8.5	7.6
	不燃物類	%	3.8	2.8	1.9	3.9	5.4
	その他	%	4.5	5.2	6.0	3.1	3.8
	合 計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
化学的組成	単位容積重量	kg/m ³	183	178	173	187	193
	水 分	%	46.1	48.8	48.2	45.3	46.7
	灰 分	%	7.1	6.9	6.1	7.8	8.3
	可 燃 物	%	46.8	44.3	45.7	46.9	45.0
	プラスチック混入率	%	23.2	21.6	21.9	24.4	23.4
	低位発熱量	J/g	8,456	8,158	8,575	8,316	8,081

(15) 清掃工場発電設備における発電の状況

(単位：MWh)

清掃工場名	発電量		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
穂谷川 清掃工場	総発電量		3,591	4,037	3,581	7,301	8,229
	利用内訳	自家消費	3,591	4,037	3,581	4,276	4,891
		売電	0	0	0	3,025	3,338
東部清掃工場	総発電量		32,051	29,640	29,862	31,936	28,547
	利用内訳	自家消費	15,297	14,354	14,908	15,210	14,254
		売電	16,754	15,286	14,954	16,726	14,293

(注) 穂谷川清掃工場：平成28年度より、余剰電力量の売電開始。

(16) 清掃工場におけるダイオキシン類測定調査結果

【平成29年度測定結果】

(単位 排出ガス：ng-TEQ/m³N、排水：pg-TEQ/L、焼却灰、集じん灰、溶融残渣：ng-TEQ/g)

測定対象物		測定場所	測定日	測定結果	法令基準値
排出ガス		穂谷川清掃工場	平成29年 6 月29日	0.13	1
			平成29年12月15日	0.094	
		東部清掃工場 1号焼却炉	平成29年 6 月28日	0.029	0.1
			平成29年12月14日	0.035	
		東部清掃工場 2号焼却炉	平成29年 5 月23日	0.014	
			平成29年11月10日	0.025	
排水		穂谷川清掃工場	平成29年 6 月21日	0.0011	10
			平成29年12月13日	0.000039	
		東部清掃工場	平成29年 6 月26日	0.00052	
			平成29年12月13日	0.000086	
焼却灰		穂谷川清掃工場	平成29年12月13日	0.0089	－（注）
集じん灰		穂谷川清掃工場	平成29年 5 月31日	1.2	－（注）
			平成29年 7 月19日	1.3	
			平成29年 8 月23日	0.56	
			平成29年11月 8 日	0.29	
			平成29年12月13日	0.23	
溶融残渣	溶融スラグ	東部清掃工場	平成29年 4 月20日	0.0000003	3
	洗煙系脱水汚泥 （メタル含む）		平成29年10月13日	0.0001	
			平成29年 4 月20日	0.037	
	大塊物		平成29年10月13日	0.033	
			平成29年 4 月20日	0.0026	
	鉄分		平成29年10月13日	0.0017	
			平成29年 4 月20日	0.019	
			平成29年10月13日	0.0036	

(注) 焼却灰・集じん灰のダイオキシン類測定値は薬剤処理後の含有量です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める方法（薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法）で適切に処理した焼却灰・集じん灰処理物には、ダイオキシン類に係る基準は適用されません。

5. ごみ減量・環境美化推進事業

(1) ごみ減量推進事業

① 4 R 啓発事業

本市では、ごみの減量に向けたキーワードとして、4 R※の行動を掲げ、スマートライフの普及・啓発（ごみを減らして環境にやさしい生活）事業を推進しており、市民等を対象とした4 Rの啓発活動をのべ29,640人に実施しました。

また、消費生活センターや、廃棄物減量等推進員との協働による啓発キャンペーンなどを実施しました。

【主なキャンペーン内容】

キャンペーン	回数	啓発人数（のべ数）
台所ごみ水切りキャンペーン	14回	3,169人
マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参キャンペーン	20回	5,226人
手付かず食品削減キャンペーン	15回	3,570人

※ 4 Rとは、Refuse（リフューズ：不要なものを「断る」）、Reduce（リデュース：ごみになるものを「減らす」）、Reuse（リユース：使えるものを「繰り返し使う」）、Recycle（リサイクル：ごみを「資源化する」）の4つの頭文字を取ったものです。

② 広報ひらかたへのごみの減量等に係る記事の掲載

市の広報紙「広報ひらかた」において、ごみの減量等に係る記事をのべ45回掲載しました。

項 目	回数
生ごみ堆肥化関連記事	13 回
ひらかた夢工房関連記事	7 回
その他（イベント、再生資源集団回収報償金交付制度など）	25 回

③ 環境学習

市内の小学校42校及び保育所・保育園・幼稚園34園において、ごみの処理や減量等について学ぶ環境学習を実施しました。小学生を対象とした環境学習では、「ごみとリサイクルの話・パッカー車収集体験」や「ダンボール箱を使った生ごみの堆肥化」をテーマとし、ごみを収集車に入れる作業体験や、生ごみ堆肥の作製と、堆肥を利用した野菜の土作りと種まきを体験しました。



（ごみの収集作業体験）



（生ごみ堆肥の作製体験）

④ 枚方市環境ポスターコンクール

市立小中学生を対象に環境ポスターコンクールを実施しました。応募総数1,069点（16小・中学校）の中から、市長賞3点、教育長賞3点、市議会議長賞3点、優秀賞9点、環境賞43点を選出しました。

⑤ エコショップ制度

エコショップとは、「ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店」のことであり、平成30年3月末現在で19店舗が登録されています。

⑥ 生ごみ堆肥化事業

【1】 生ごみ堆肥化促進容器（コンポスト容器）の貸与制度

生ごみを堆肥化し、資源として利用することによりごみの減量を進めるもので、平成4年7月から市民モニター制度として開始しました。生ごみはごみ量全体の約4割（重量比）を占めることから、ごみ減量が期待でき、現在までにモニターあるいは貸与によってコンポスト容器を使用した本市の世帯は次のとおりです。

【モニター・貸与世帯数】

平成 年度	25	26	27	28	29	累 計
世帯数	20	20	20	18	8	4,378

【2】 EM（Effective Micro-organisms・有用微生物群）による生ごみ堆肥化

EMを利用して生ごみを速く良質の堆肥にしようとするもので、平成7年度からモニター制度を開始しています。

【モニター世帯数】

平成 年度	25	26	27	28	29	累 計
世帯数	30	30	30	30	30	1,700

【3】 段ボールを使った生ごみ堆肥化

平成17年度から、生ごみ堆肥化講習会に参加した市民で、希望された方に段ボールを使った生ごみ堆肥化のモニターとして実践していただいています。

【モニター世帯数】

平成 年度	25	26	27	28	29	累 計
世帯数	76	37	10	9	5	521

【4】 生ごみ堆肥化講習会

平成 年度	25	26	27	28	29
講習会名					
コンポスト貸与・EMモニター事前講習会	2回	2回	2回	2回	2回
生ごみ堆肥化・土づくり講習会	12回	12回	12回	12回	12回
出前塾・説明会等	3回	2回	4回	1回	10回

⑦ 廃棄物減量等推進員

平成10年8月に創設した廃棄物減量等推進員制度については、平成30年3月現在で校区コミュニティの推薦により、全45校区574人の推進員を任命しました。推進員には研修会・施設見学会・ごみ減量講演会への参加を通じて、地域での啓発活動を行っていただいています。

平成 年度	25	26	27	28	29
校区	45校区	44校区	45校区	45校区	45校区
推進員	544人	548人	556人	574人	574人

⑧ 不用品交換情報ネットワーク

大型ごみの減量を目的に、不用品交換情報ネットワーク事業を実施しています。市民や事業者から提供された「あげます」「ください」の情報を掲載し、使用可能な不用品を交換して有効利用することによりごみを減量しようとするものです。

不用品交換情報ネットワークの実績

平成29年度	あげます	ください	合 計
情報掲載件数	2 件	0 件	0 件

⑨ ひらかた夢工房の運営

「ひらかた夢工房」は、ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量施策に沿った市民活動を市民ボランティアが行い、循環型社会の構築とごみの減量・リサイクルを目的とするとともに、地域環境学習拠点及びリサイクル活動の更なる活性化を目指して、平成25年4月に開設しました。

活動団体	活動内容
枚方エコサイクル	古くなったり、壊れたりした自転車を修繕・修復し、再び快適に乗れるように整備をしています。
きつつき木工	不要となった木材を使って、手作りで机やイスなどの木工作品に再生しています。また、夏休みなどには、小学生を対象とした木工教室も開催しています。
枚方市生ごみ堆肥化連絡会	家庭から出る調理くずなどの生ごみを堆肥化して、ごみの減量につなげています。
彩（いろどり）	着る機会がなくなった着物や不要となった布地を使い、洋服や小物類などを作っています。また、リサイクル衣料教室も開催しています。
おもちゃの診療所	壊れてしまったおもちゃを預かり、修理しています。
枚方自助具工房	様々な身体状況（老化・疾病・後遺症など）により、日常生活が困難になった人の動作を助ける小さな道具（自助具）を不要となった木材などを使って製作しています。

⑩ 市制施行70周年記念事業「環境フェスタ ごみ減量フェア」

ごみの減量を推進するため、穂谷川清掃工場でごみ減量フェアを開催しました。フェアでは、50区画のフリーマーケットの出店があったほか、ひらかた夢工房による木工、衣類、自転車の再生販売、おもちゃの修理等がありました。また、粗大ごみとして排出されたもののなかから再使用可能なもの（リユース品）を無料抽選により市民に提供しました。

日時	主なイベント	場所	来場者数
平成29年 11月5日（日） 10時～ 14時30分	フリーマーケット、ひらかた夢工房の展示・販売、修理した粗大ごみなどの無料抽選会、塵芥収集車の展示、収集体験、ごみ減量をテーマとした飲食の販売	穂谷川清掃工場	約4,000人



（ごみ減量フェア）

⑪ 市制施行70周年記念事業「環境フェスタ 氷室ふれあい里の駅」

東部清掃工場では、ごみ処理について市民の理解を深めるとともにごみ減量を推進するため、施設見学や煙突登頂、周辺地域における賑わい創りとして枚方の有数の里山で収穫された農産物を販売する地元との共同イベント「環境フェスタ 氷室ふれあい里の駅」を市制施行70周年事業として開催する予定でしたが、台風の接近に伴う荒天のため、やむなく中止となりました。

日時	主なイベント	場所	来場者数
平成29年 10月29日（日） 10時～15時	施設見学会（体験）、煙突見学会、地元でとれた野菜・果物等の農産物の直売、敷地を除草するミニヤギとのふれあい、資源の回収コーナー設置、市内私立大学との連携・協働として学生によるジャグリング及び東部清掃工場敷地内の落ち葉を利用した葉作り体験	東部清掃工場	中止

⑫ ごみ処理施設見学者数

市民、事業者を対象にごみ処理状況を知ってもらい、分別収集及びごみの減量化を図るとともに、廃棄物処理に対する意識を高めることを目的とし、ごみ処理施設の見学を随時実施しています。

平成 年度	25	26	27	28	29
穂谷川清掃工場	326 人	412 人	468 人	351 人	441 人
東部清掃工場	4,432 人	4,993 人	4,240 人	4,830 人	4,424 人



(ごみ処理施設見学会)

⑬ ごみ減量講演会

ごみの減量を推進するため、市民等を対象に、ごみ減量等に関する講演会を開催しました。

日時	テーマ	講師等	場所	参加人数
平成30年 2月3日(土) 12時30分～14時	災害廃棄物が語ること	浅利 美鈴 京都大学 大学院地球環境学堂 准教授	メセナ ひらかた 会館	86人



(ごみ減量講演会)

⑭ 再生資源集団回収報償金交付制度

平成6年7月から、再利用可能な品目の再資源化によるごみ減量を促進するため、「再生資源集団回収報償金交付制度」を開始しました。この制度は、対象品目の集団回収を定期的
に実施している団体に対し、1kg当たり4円の報償金を交付することにより、ごみの減量及
び資源の有効利用並びにごみ問題の意識向上を図ることを目的としています。報償金の交付
対象は、市内に居住する者で構成する団体で営利を図ることを目的としないものです。

(単位：kg)

平成 年	25	26	27	28	29
新聞紙	12,254,449	11,858,015	10,961,997	10,095,728	9,321,973
雑誌	3,258,797	3,195,835	3,154,504	2,922,897	2,771,395
ダンボール等	2,188,286	2,257,260	2,169,327	2,088,088	2,019,853
古布類	1,130,522	1,042,919	1,046,402	977,806	943,706
アルミ缶	242,952	245,942	240,994	240,822	241,445
牛乳パック	35,932	33,634	33,736	33,409	33,057
紙製容器包装	14,229	16,088	20,734	22,446	19,467
合 計	19,125,167	18,649,693	17,627,694	16,381,196	15,350,896
登録団体数(団体)	601	604	612	614	608
報償金(円)	76,452,100	74,549,300	70,459,800	65,476,200	61,354,000

※ 各年の集計は1月から12月まで

⑮ 食品ロス削減事業「食べのこサンデー運動」

「食べのこサンデー運動」は、市民に食品ロスを改めて意識していただくための運動として、
次の標語を発信しています。

日曜日は「食べのこサンデー」
 <食べる分だけ作りましょう>
 <食べる分だけ注文しましょう>
 <ご飯を無理なく食べ切りましょう>
 ※「食べのこサンデー」には、冷蔵庫に残っている食材を必ず確認するなど、食品
 ロス削減を意識し、日々の行動につなげていきましょう。
 食品ロスをなくすには、毎日の取り組みが重要です。

⑩ 事業系ごみ減量指導事業

平成16年度から、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例及び規則に基づく事業系ごみの減量指導として、月平均2.5トン以上一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物管理責任者の選任・変更届及び事業系一般廃棄物減量等計画書の作成・提出を求め、計画書に基づいた適正処理の状況や先進事例の取り組みに関して立入調査を行っています。

平成 年度	25	26	27	28	29
対象事業者数	80	74	83	81	87
立入調査事業者数	23	16	22	26	9

（２）環境美化推進事業

① 資源ごみ等の持ち去り防止対策事業

ごみ置き場等に排出された市が収集する資源ごみ等の持ち去り行為の禁止を規定する「枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の改正条例を平成25年1月1日より施行（過料の適用については平成25年4月1日から）しました。

本市の排出ルールに基づき、家庭からごみ置き場等に排出された資源ごみ等を、市長及び市の委託を受けた者以外の者が持ち去ること（収集・運搬）を禁止しています。

平成29年度は、環境部職員及び委託事業者による持ち去り行為防止巡回パトロールを597回実施し、持ち去り行為者のべ69人に対して啓発・指導を行いました。

※ 持ち去り行為を禁止している資源ごみ等とは、資源ごみの「空き缶、びん・ガラス類」及び粗大ごみの「大型ごみ及び粗ごみ」のことです。

② 地域清掃への支援

自治会や企業、個人等が地域の複数種類の公共場所（例えば、市道の側溝、公園、緑地、水路など）を同時に清掃される地域清掃（美化）活動に対し、ごみ袋の配布やごみ収集の支援を行っています。

平成29年度は、地域清掃に265団体が登録をされ、延べ746回の活動が行われました。

なお、公共場所の清掃区域が公園のみといった単一の場合は、その公共場所の管理者が収集等の支援を行っています。

③ アダプトプログラム

環境美化に対する意識の向上を図ることを目的に、市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域環境美化活動を推進するため、平成13年度からアダプトプログラムの試行を開始し、平成14年度から本格実施しています。

登録団体に対しては、ごみの収集や清掃用具の貸出し、アダプトサインの提供など、幅広い支援を行っています。

平成29年度は、1団体が新しく登録をされ、61団体が延べ366回の活動が行われました。

※ アダプトサインとは、アダプトプログラムの登録団体がこの場所で活動していることを示す掲示板です。

(3) 廃棄物減量等推進審議会

平成6年度から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市廃棄物減量等推進審議会を設置し、一般廃棄物処理計画の策定及び変更に関する事項や廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項を調査審議しています。

平成29年度	審議内容
第1回 (6月23日)	○平成28年度までの枚方市生活排水処理の進捗について ○「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の取り組みについて
第2回 (9月27日)	○「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の取り組みについて
第3回 (12月22日)	○淀川衛生工場の希釈放流の開始について ○「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の取り組みについて
第4回 (3月13日)	○「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における平成29年度の取組について ○「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における平成30年度の取組予定について

6. 施 設 の 概 要

(1) 施設の概要

① 穂谷川清掃工場

【所在地】 枚方市田口5丁目1番1号

【敷地面積】 38,052.21㎡

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (㎡)	建物構造
第3プラント	昭和63年3月	2,980	鉄骨鉄筋コンクリート造
旧破碎棟(破碎処理施設)	昭和55年3月	577	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 2階建
旧破碎棟(資源ごみ置き場)	平成17年3月22日	570	鉄骨造(一部RC)平屋
施設管理事務所	平成25年4月1日	648	鉄骨造
管理棟	昭和49年3月31日	795	鉄筋コンクリート造3階建
ひらかた夢工房棟	昭和40年3月2日 (平成25年3月改築、 平成25年4月1日開所)	232	鉄骨造2階建
乾燥室	平成3年4月10日	59	鉄骨造平屋建
公用車車庫	昭和49年12月10日	1,208	鉄骨造耐火構造
リフォーム・倉庫・ 車両整備室棟	平成2年4月12日 (平成25年3月改築)	626	軽量鉄骨造平屋建
リサイクル倉庫	平成8年3月31日	66	軽量鉄骨造平屋建

【形式・処理方式・能力等】

施設名	形式	能力	設計施工
第3プラント	全連続燃焼式焼却炉	200t/24h×1基	(株)クボタ
発電設備	復水形蒸気タービン	1,500kW	
破碎処理施設 (平成25年4月から休止)	アイダル式シュレッダ	75t/5h (破碎施設30t/5h, 剪断施設45t/5h併用)	(株)クボタ
排水処理施設	凝集沈殿＋砂濾過＋キレート樹脂吸着＋活性炭吸着	402m³/日	ユニチカ(株)
動物焼却炉	バッチ式焼却炉	50kg/h	(株)サンチク

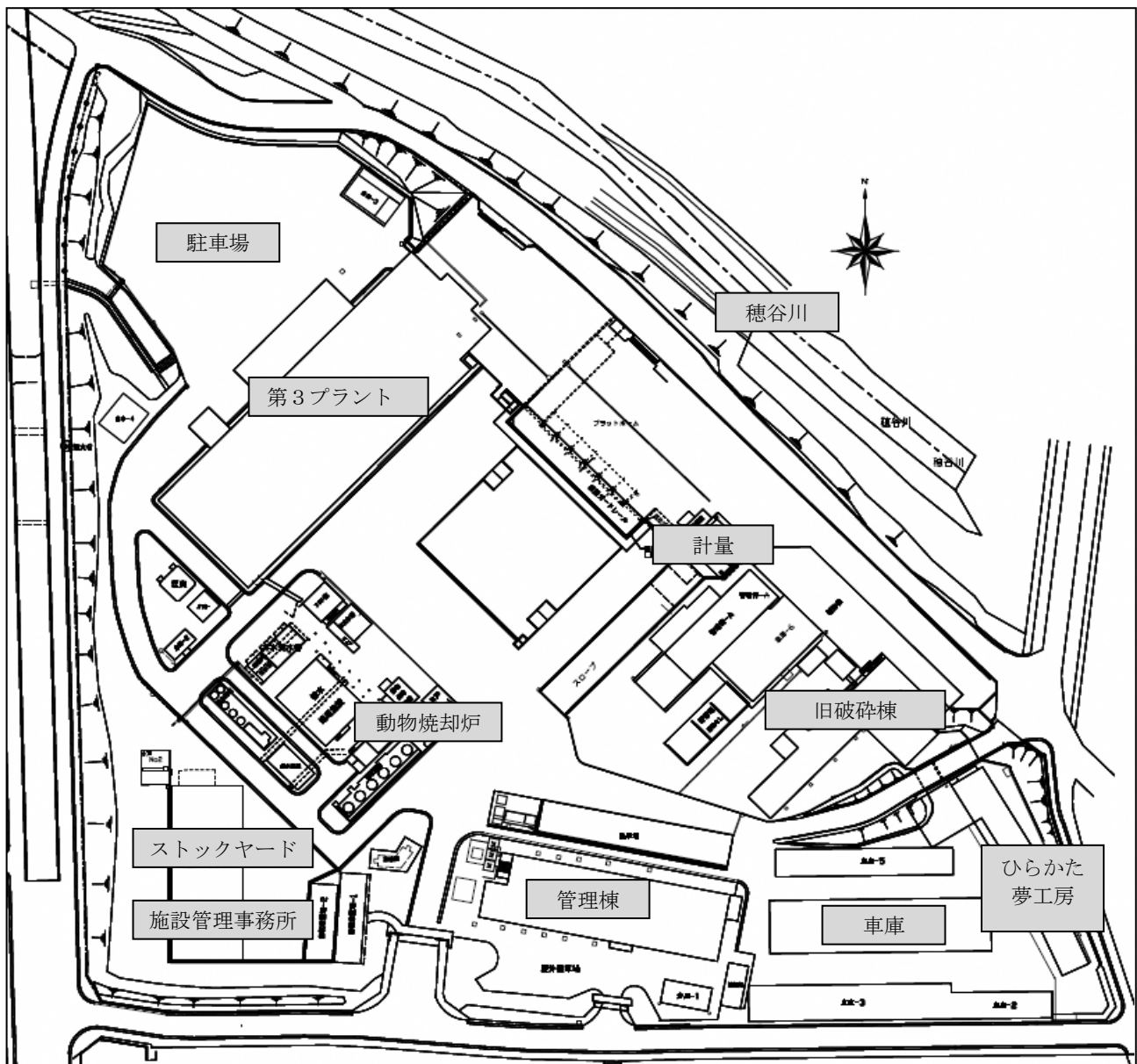


(穂谷川清掃工場)



(穂谷川清掃工場 車庫)

【穂谷川清掃工場配置図】



② 枚方市東部清掃工場

【所在地】 枚方市大字尊延寺2949番地

【敷地面積】 51,350.55㎡

【各施設の概要】

施 設 名	開設年月日	建築面積 (㎡)	建物構造
焼却棟	平成20年 5 月30日	6,157.53	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上6階建
管理棟		492.60	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上3階建
計量棟		118.48	鉄骨造 平屋建
洗車棟		600.96	鉄骨造 平屋建
ガスガバナー室		30.01	鉄筋コンクリート造 平屋建
駐輪場		2.00	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建
守衛室		19.22	鉄骨造 平屋建
破碎棟	平成25年 3 月19日	1,930.84	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建

【形式・処理方式・能力等】

施 設 名	形 式	能 力	設計施工
焼却炉	全連続燃焼式焼却炉	240t/24h (120t/24h×2基)	川崎重工業（株）
熔融炉	燃料式灰熔融炉	24t/24h×2基 (交互運転)	
発電設備	抽気復水タービン	4,500kW	
破碎設備	一次破碎機（低速二軸せん断式） 二次破碎機（衝撃せん断回転式）	39t/5h	（株）大原鉄工所

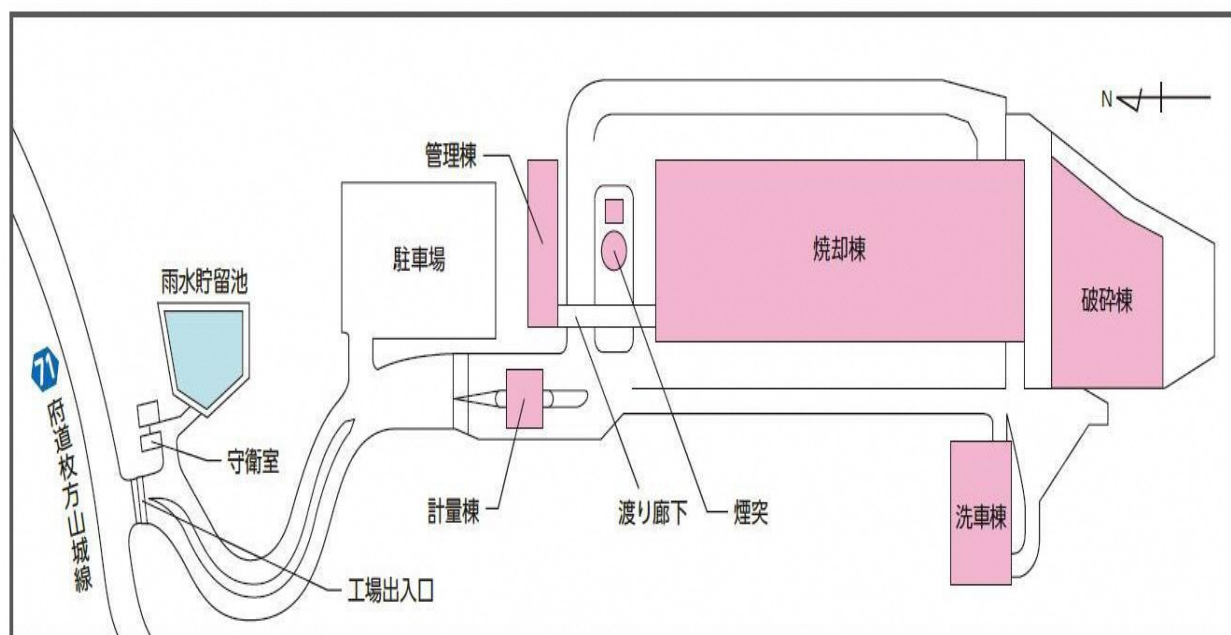


（東部清掃工場 ごみ焼却施設）



（東部清掃工場 粗大ごみ破碎処理施設）

【東部清掃工場配置図】



③ 一般廃棄物最終処分場

【所在地】(処分場) 枚方市大字穂谷2308番地
(排水処理施設) 枚方市大字穂谷2121番地

【敷地面積】(処分場) 47,883㎡
(排水処理施設) 4,700㎡

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (㎡)	建物構造
処分場	昭和60年3月 (平成14年3月埋立終了)	—	—
排水処理施設	昭和60年3月 (平成17年4月休止)	251.05	鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建

④ 日置河原池最終処分場跡地

【所在地】 枚方市招提南町3丁目1022番1号

【敷地面積】 7,910㎡

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (㎡)	建物構造
日置河原池最終処分場跡地	昭和47年12月 (平成6年3月廃止)	—	—

⑤ 北河内4市リサイクルプラザ

※設置主体：北河内4市リサイクル施設組合

【所在地】 寝屋川市寝屋南1丁目7番1号

【敷地面積】 4,840㎡

【各施設の概要】

施設名	竣工年月日	延床面積 (㎡)	建物構造
管理棟	平成19年12月31日	601	鉄筋コンクリート造 3階建
処理棟		4,017	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4階建

【形式・処理方式・能力等】

施 設 名	処理方式	処理能力	設計施工
処理棟	選別・圧縮梱包処理	53t/日（11h稼働）	新明和工業（株）

【北河内4市リサイクルプラザ配置図】

※設置主体：北河内4市リサイクル施設組合



（２）関係連絡先一覧

名 称	所 在 地	連 絡 先
環境総務課	枚方市田口5丁目1番1号	072-807-6211 072-849-6645 (FAX)
減量業務室		072-849-5374 (減量・開発関係) 072-849-7969 (収集関係) 072-848-1821 (FAX)
穂谷川清掃工場		072-849-0200 072-849-0206 (FAX)
東部清掃工場	枚方市大字尊延寺2949番地	072-858-6962 072-858-6964 (FAX)
枚方京田辺環境施設組合		072-896-1570 072-896-1571 (FAX)
北河内4市リサイクル施設組合	寝屋川市寝屋南1丁目7番1号	072-823-2038 072-880-7770 (FAX)

7 . 平成 30 年度 枚方市一般廃棄物処理実施計画（ごみ編）

枚方市告示第210号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、下記の一般廃棄物処理計画を策定したので、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（平成5年枚方市条例第30号）第14条第2項の規定により告示する。

平成30年4月2日

枚方市長 伏 見 隆

記

- 1 平成30年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画
別紙のとおり。
- 2 平成30年度枚方市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画
別紙のとおり。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を変更したので、同条第4項及び枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（平成5年枚方市条例第30号）第14条第3項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月2日

枚方市長 伏 見 隆

記

1 平成30年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の変更事項

事業系ごみ収集・運搬の概要、中間処理計画の概要の変更・追加及び一般廃棄物再生利用業指定業者の追加

（実施計画p10）

（2）事業系ごみ

① 収集・運搬

ア 概要

	種 類	収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
旧	木くず （剪定枝、刈草等）	一般廃棄物収集運搬許可業者、一般廃棄物再生利用業指定業者等	業者との契約による	業者との契約による	4,030t	民間処理施設

	種 類	収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
新	木くず （剪定枝、刈草等）	一般廃棄物収集運搬許可業者、一般廃棄物再生利用業指定業者等	業者との契約による	業者との契約による	4,480t	民間処理施設

（実施計画p12）

8. 中間処理計画

（1）概要

	種 類	処理方法	処理施設	見込み量
旧	木くず (剪定枝、刈草等)	一般廃棄物再生利用業者において処理	民間処理施設	4,030t

※ 1 使用済小型家電は、拠点回収及び粗大ごみからのピックアップ回収による見込み量。

	種 類	処理方法	処理施設	見込み量
新	木くず (剪定枝、刈草等)	一般廃棄物再生利用業者において処理	民間処理施設	4,480t

※ 1 使用済小型家電は、拠点回収及び粗大ごみからのピックアップ回収による見込み量。

※ 2 使用済小型家電について、平成30年 7 月 1 日より寝屋川市と再資源化共同処理を開始。

(実施計画p17)

別表 1 収集・運搬及び処理する事業者

2. 市民・事業者が委託する事業者

(2) 一般廃棄物再生利用業指定業者の表に次のように加える。

資源ごみ	木くず (剪定枝、刈草等)	三原建設株式会社	八幡市内里柿谷 5 - 3
------	------------------	----------	---------------

2 変更年月日

平成30年 7 月 1 日

平成 30 年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

平成 30 年 7 月

枚 方 市

目 次

1. 目的
2. 計画地域
3. 計画期間
4. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量
5. 主な取り組み
6. 市民・事業者の責務等
7. 収集・運搬計画
8. 中間処理計画
9. 最終処分計画
10. リサイクル制度等への対応
11. 市が処理しないごみ等

別表 1 収集・運搬及び処理する事業者

別表 2 家庭系ごみの排出・搬入方法

別表 3 市が処理しないごみ等

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、枚方市の区域内の一般廃棄物（ごみ）を適正に処理し、ごみ減量・リサイクルに関する取り組みを推進するため、一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を定めるものである。

2. 計画地域

枚方市全域

3. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量

本市で発生する一般廃棄物（ごみ）の排出量は次のとおりである。

種 別		見込み量
総排出量		123,580 t
	家庭系ごみ	90,870 t
	事業系ごみ	32,710 t
動物の死体		2,270 匹

※事業者等が自ら処理する量は除く。

5. 主な取り組み

枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に掲げられる基本方向・基本施策に基づき次の施策に取り組むものとする。

＜基本方向 1 家庭系ごみの 4 R の推進＞

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
4 R のための 環境教育・ 環境学習の 推進	（１）小学校等における 4 R 教育の推進 中学校・小学校・幼稚園・保育所（園）における 4 R 教育を実施するとともに、より幅広い世代に対する 4 R 教育を進めるため、関係機関の協力を得ながら、高等学校・大学における 4 R 教育の実施も検討していきます。 また、環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を市内の小学 4 年生に配付するとともに、清掃工場への見学の受け入れやごみの収集体験を行うなど、ごみへの関心を高め、4 R に関する意識啓発を行います。	① 環境部内各課で連携した効果的な 4 R 教育の手法を引き続き精査し、高等学校・大学での実施に向け、関係機関等との調整を図ります。 ② 大学の学園祭等において啓発キャンペーンを継続実施します。 ③ 市ホームページや広報、案内状の送付等により清掃工場見学の周知を図るとともに、見学の機会を活用した 4 R の啓発を行います。
	（２）地域等における 4 R 学習の推進 市職員が地域等に出向いてごみの話をする「出前講座」を行うとともに、市民による清掃工場への見学内容の充実を図り、4 R への理解と協力を得られるよう、4 R 学習の取り組みを進めます。	① リサイクル可能な資源物の分別排出の更なる徹底を図るため、市民団体の要望に応じた出前講座を拡充します。 ② 清掃工場の見学について市のホームページや広報等での周知を継続的に実施します。
4 R 活動の 推進	（１）生ごみの 4 R の推進 ごみの組成分析調査の結果、家庭系ごみ中に生ごみが約 43% 含まれており、手をつけていない食品も含まれていたことから、生ごみの発生抑制の取り組みを促進するために、食品ロスの削減に向けた啓発等を充実させ、食を通して環境問題への関心と理解が深まるよう、環境に配慮した食育を計画的に推進します。 また、市民グループと連携して生ごみの堆肥化の普及を進めていくとともに、生ごみの水切りの促進や新たな取り組みを検討します。	① 「食べのこサンデー」運動のロゴマークを活用し、啓発を更に推進します。 ② 厨芥類を削減するため、堆肥の有効利用を研究し、イベントや講習会等で広く啓発します。関係課と連携し、生ごみ堆肥化やリユースの取り組みを進めます。 ③ 生ごみ堆肥化講習会を継続実施し、普及を進めます。

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
4 R 活動の推進	（２）リデュース・リユースの推進 従来から実施しているマイバッグの利用の促進を図るとともに、マイボトル持参の拡大に向けて、キャンペーンの実施や事業者との連携による給水可能な施設の拡充を検討するなど、リサイクルよりも優先すべきリデュースの取り組みを進めます。 また、市内のリサイクルショップ等に関する情報を発信するとともに、不用品交換情報ネットワーク（「あげます・ください」）のさらなる活用を目指すなど、リサイクルよりも優先すべきリユースの取り組みについても検討を進めます。	① 新たに給水拠点として協力を得たエコショップについて、ホームページなどを利用してＰＲし、マイボトルの利用を推進します。 ② 先進都市の事例を参考とし、「あげます・ください」の拡充及び利用促進を図ります。
	（３）古紙・古布のリサイクルの推進 古紙・古布については、自治会・子ども会などによる再生資源集団回収を基本にリサイクルの取り組みを促進します。 ごみの組成分析調査の結果、一般ごみ中にリサイクル可能と思われる古紙・古布が約 15%含まれていたことから、新たな回収方法の検討を進め、4 R を計画的に推進します。	① 自治会・子ども会などによる再生資源集団回収の取り組みを促進するため、更なる啓発を行います。 ② 市内大学と連携した古紙の拠点回収を実施します。 ③ 古紙（新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ等）の行政分別回収について、平成 31 年度からの実施に向けて検討を進めます。
	（５）その他のリサイクルの推進 デジタルカメラや携帯電話などの使用済小型家電の回収・リサイクルを本格的に実施するとともに、剪定枝をチップ化するなど、ごみの減量・リサイクルを推進します。	① 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が取り組む「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を引き続き市民周知に活用し、使用済小型家電の回収量の増加を図ります。 ② ごみの減量推進のため、剪定枝をチップ化する粉砕機の貸与について引き続き周知を行います。 ③ 市民が直接搬入する粗大ごみ及び臨時ごみに含まれる布団のリサイクルを実施します。

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
適正排出の推進	（１）分別排出ルール of 徹底 広報ひらかたや市ホームページなどにおいて分別排出の方法を周知するとともに、分別状況が悪い場合は、直接排出者に対して啓発・指導を行い、分別排出ルールの徹底を図ります。また、外国語のリーフレットやよりわかりやすい粗大ゴミマニュアルを作成し、分別排出を促進します。 ペットボトル・プラスチック製容器包装については、ごみの組成分析調査の結果、一般ゴミ中にリサイクル可能と思われるものが約１割含まれていたことから、分別排出ルールに関する啓発を計画的に充実・強化します。	① 分別状況が悪いゴミ置き場の利用者に対し、戸別訪問による啓発・指導を行います。 ② 啓発資料として作成した「ゴミ収集日カレンダー」を配布し、ゴミ減量・分別排出の啓発活動を行います。 ③ 町名別ゴミ排出日が表示されるスマートフォン向けアプリを使用して更なるゴミの分別方法を周知します。 ④ 平成 31 年度実施を目指している古紙の行政回収実施に当たり、広報やホームページへの掲載に加え、自治会等の要望に応じ説明会を実施します。
	（３）適正処理困難物や危険物等の適正排出の促進 適正処理困難物や危険物等の品目について整理を行い、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、市民が適切に処分することができるように、検討を進めます。また、蛍光管や水銀体温計などは水銀が含まれていることから、国の動向等も踏まえ、回収方法の検討を進めます。	中身が残ったカセットコンロ用ガス缶、スプレー缶などについて、引き続き市民からの持ち込み回収を行い、専用施設を有する業者において適正に処理します。
市民サービスの向上	（１）ゴミ収集支援の拡充 ふれあいサポート収集に加え、新たに屋内から粗大ゴミなどの持ち出しを行うサポート収集を検討するなど、ゴミ収集支援を拡充します。	① ふれあいサポート収集を継続実施します。 ② 大型ゴミ持ち出しサポート収集を継続実施します。
	（２）超高齢社会等への対応 今後、さらに一人暮らしの高齢者等が増えることが見込まれることから、市民ニーズを踏まえながら、ゴミ出しに関する新たなサポートや支援の検討を行います。	ゴミ出しに関する高齢者等支援のため、他市事例等を参考に、既存のゴミ収集支援を踏まえながら新たな対応を検討します。

＜基本方向 2 事業系ごみの 4 R の推進＞

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
4 R 活動の推進	（１）生ごみの 4 R の推進 ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中に生ごみが約 37%含まれており、売れ残り食品も含まれていたことから、食品製造業や飲食店、小売店などから排出される生ごみについて、食品ロスの削減に向けた啓発等を充実・強化するとともに、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づく取り組みを周知していきます。	① 先進都市の取組事例について、その効果を検証するとともに、北大阪商工会議所や大阪府と情報共有し、各種業界への説明、啓発に取り組みます。 ② 再生利用される資源ごみについて、引き続き実績等を含め状況把握を行います。
	（２）紙類のリサイクルの推進 ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中にリサイクル可能と思われる紙類が約 11%含まれていたことから、資源化物として処分してもらえる資源化事業者の紹介や搬入拠点の整備を行うなど、事業活動に伴い排出される紙類のリサイクルを計画的に進めます。	① 多量排出事業者への立入指導を引き続き行います。 ② 庁内から発生する機密文書に準じた処理が必要な古紙について、機密を保持したまま再生処理が可能な契約事業者への引き渡しを引き続き行います。 ③ 東部清掃工場に搬入される事業系ごみの内、リサイクル可能な紙類を計量前に仮置場で回収し、リサイクルを行います。また、事業者から排出される機密書類のリサイクル処理について周知を行います。

＜基本方向 3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築＞

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
安全で安定的なごみの収集・処理	（１）ごみ処理の広域化の推進 ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内 4 市リサイクル施設組合で選別・圧縮梱包を引き続き行います。また、可燃ごみについては、平成 35 年度の稼働を目指し、京田辺市と可燃ごみ広域処理施設の整備を進めます。	京田辺市及び枚方京田辺環境施設組合と連携し、引き続き可燃ごみ広域処理施設の整備を進めます。

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
安全で 安定的な ごみの収集 ・処理	（５）災害時に対応できるごみ処理体制の構築 災害時に対応できるごみ処理体制を検討するとともに国や大阪府の動向等を踏まえ、本市の地域防災計画と整合を図りながら災害廃棄物処理計画の策定を行います。また、緊急時も含めたごみ処理に係る周辺自治体との応援体制も引き続き整備します。	国や大阪府から引き続き情報収集を行い、平成 30 年度の計画策定に向けて取り組みを進めます。

<基本方向 4 環境に配慮したまちづくり>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
環境負荷の 低減	（１）環境負荷の低減 焼却余熱による発電や施設の省エネルギー化を進め、エネルギーの有効活用を行います。 また、ごみの減量等によるごみ収集車の燃料使用量の抑制を図るとともに、低公害車等の導入により、環境負荷の低減に努めます。	① 清掃工場の焼却余熱による発電を引き続き行います。 ② 省エネ効果の高い設備への随時更新を引き続き行います。

6. 市民・事業者の責務等

（１）市民

○市民は、廃棄物の発生を抑制し、不用品の活用若しくは再生品の使用等を図り、または生活の中で発生した廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

○市民は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

（２）事業者

○事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進することにより廃棄物の減量を行うとともに、自らの責任において環境上支障が生じないうちに廃棄物を適正に処理しなければならない。

○事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自己評価し、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

○事業者は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければなら

らない。

○事業者は、自らの排出する一般廃棄物を自ら処理しない場合、収集・運搬は市の許可した収集・運搬業者等に、中間処理・最終処分については市の施設又は民間の一般廃棄物処理業者等により、適正に処理しなければならない。

7. 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみ

① 市による収集・運搬

ア 概要

種 類		収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
一般ごみ		市（直営・委託）	週 2 回	ステーション収集	57,290 t	穂谷川清掃工場 東部清掃工場
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装		週 2 回		5,290 t	北河内 4 市リサイクルプラザ
	空き缶、びん・ガラス類	市（委託）	月 2 回		3,550 t	穂谷川清掃工場
	使用済小型家電	市（直営）	随時	拠点回収	10 t	
	水銀使用廃製品	市（直営）	随時	拠点回収	—	
粗大ごみ	粗ごみ・大型ごみ	市（直営・委託）	申し込みの際に指定した水曜日	戸別収集	6,190 t	東部清掃工場
	臨時ごみ		申し込みの際に指定した日			

- ※ 1 大型ごみとは、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則（以下「規則」という。）第 5 条の 2 に掲げるものをいう。「粗ごみ」とは、粗大ごみのうち、規則第 5 条の 2 に掲げるもの以外をいう。
- ※ 2 臨時ごみとは粗ごみ・大型ごみについて、同月中において 2 回目以降の申し込みをする場合、または 1 度に 7 点以上排出する場合をいう。
- ※ 3 粗大ごみには、廃棄物処理法第 6 条の 3 に基づく一般廃棄物（環境大臣が指定する適正処理困難物）の廃スプリングマットレス 1,820 台を含む。
- ※ 4 市内における自治会等の地域清掃によるごみ及び不法投棄物は、収集・運搬を市が行う。
- ※ 5 収集・運搬を行う委託事業者については別表 1 のとおりとする。

イ 収集・排出方法

(ア) 収集回数

種 類		回 数
一般ごみ		市域を2ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに週2回の指定曜日を定めて収集する。
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	市域を5ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに週1回の指定曜日を定めて収集する。
	空き缶、びん・ガラス類	市域を10ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに月2回の指定曜日を定めて収集する。
	使用済小型家電	市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1回収集する。
	水銀使用廃製品	市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1回収集する。
粗大ごみ	粗ごみ・大型ごみ	申し込みにより収集する。ただし、粗ごみと大型ごみそれぞれの区分ごとに1世帯、月1回6点までに限る。
	臨時ごみ	申し込みにより収集する。申し込み回数や収集回数の制限を設けない。

※1 地域清掃ごみは、登録団体が実施後、随時収集する。また、不法投棄物は随時回収する。

(イ) 収集方法

種 類		収集方法
一般ごみ		ステーション収集（ステーションは概ね10戸に1箇所）。ただし、中高層集合住宅については、主にコンテナボックスやロータリードラムによる収集とする。
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	ステーション収集（ステーションは概ね10戸に1箇所）。ただし、中高層集合住宅については、主にコンテナボックスによる収集とする。
	空き缶、びん・ガラス類	
	使用済小型家電	拠点回収（専用の回収ボックスは20箇所）
	水銀使用廃製品	拠点回収（専用の回収ボックスは24箇所）
粗大ごみ	粗ごみ	戸別無料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。）。
	大型ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。）。 手数料は、枚方市証紙にて徴収する。

	臨時ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、受付の際に収集日（午前または午後）を指定。）。なお、立会いを必要とする。手数料は、枚方市証紙にて徴収する。
--	------	--

- ※ 1 一般ごみ及び資源ごみのごみ出しが困難な一人暮らしの要介護の高齢者や重度の障害者等の世帯を対象に、戸別に玄関先で収集する「ふれあいサポート収集」を実施する。なお、収集については、申し込み後に面談を行い、可否を決定する。また、大型ごみを玄関先まで持ち出すことが困難な場合には、「ふれあいサポート収集」の利用者及び「大型ごみ持ち出しサポート収集」の対象世帯に限り、室内からの持ち出しを実施する。
- ※ 2 地域清掃ごみは登録団体等が指定した場所で収集する。また、不法投棄物は不法投棄された場所で回収する。
- ※ 3 枚方市証紙は枚方市証紙売りさばき人（市内のコンビニエンスストア、酒店、米穀店等。一部、取り扱いしていない販売店もある。）及び枚方市役所、各支所、枚方市駅市民サービスセンター並びに穂谷川清掃工場において販売する。
- ※ 4 別表 2 に記載する家庭系ごみの排出方法に則って排出することができない場合は、収集・運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者を主体とする。
- ※ 5 引越荷物運送業者が転居廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法施行規則第 2 条第 10 項による所定の場所において、市または一般廃棄物収集運搬許可業者に引渡すこととし、運搬は引渡しを受けた者を主体とする。
- ※ 6 別表 3 に記載する市が処理しないごみの収集・運搬は一般廃棄物収集・運搬の許可を持つ者及び各種法令上、その一般廃棄物を扱うことができる者を主体とする。

（ウ）排出方法

ごみを排出する場合、別表 2 のとおり適正に排出することとする。

① 市民による搬入（持込みごみ）

ア 概要

種 類	搬入主体	見込み量	搬入先
粗大ごみ	市民	260 t	穂谷川清掃工場

イ 搬入方法

家庭から排出する粗大ごみについては、別表 2 のとおり穂谷川清掃工場に市民が直接搬入することができる。粗大ごみを搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。

ウ 搬入時間

搬入先	搬入できる時間帯
穂谷川清掃工場	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午後 1 時～午後 3 時 30 分

③ 再生資源集団回収

ア 概要

種 類	見込み量	搬入先
新聞紙、雑誌等、段ボール、古布、アルミ缶、牛乳パック、紙製容器包装	18,120 t	民間処理施設

イ 排出方法

自治会や子ども会などの登録団体が主体となって、資源回収業者と契約を締結し、古紙や古布などの資源物の回収を行う。

ウ 報償金

自治会や子ども会などの登録団体に対し、古紙や古布などの回収量に応じて、「再生資源集団回収報償金交付要綱」に基づき、1 kgにつき 4 円の報償金を交付する。

(2) 事業系ごみ

① 収集・運搬

ア 概要

種 類	収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
可燃ごみ	一般廃棄物収集運搬許可業者	業者との 契約による	業者との 契約による	32,670 t	東部清掃工場
粗大ごみ				200 t	
実験動物の死体及び 処理用マット等	一般廃棄物収集運搬許可業者			3 t	民間処理施設
木くず (剪定枝、刈草等)	一般廃棄物収集運搬許可業者、一般			4,480 t	民間処理施設
動植物性残渣 (魚あら、パンくず、 揚げかす)	廃棄物再生利用業 指定業者等			630 t	民間処理施設

※ 1 事業者が事業活動に伴って排出する一般廃棄物を自ら処理する場合は、その処理が完結（埋立処分または売却可能な状態への製品化）するまで責任を負うものとする。

※ 2 一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者については別表 1 のとおりとする。

※ 3 市の処理施設への搬入は、別表 1 2 市民・事業者が委託する事業者「(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者」の表中、一般廃棄物の項に掲げる 8 社に限りこれを認める。

- ※4 可燃ごみには再生利用できない剪定枝や刈草等を含む。
- ※5 市以外の者に処理を委託する場合は、その処理が完結（埋立処分又は売却可能な状態への製品化）するまでを委託するものとし、処理後の可燃残渣等は、市の処理施設へ搬入することはできない。
- ※6 実験動物の死体・糞及びマットについてその収集及び運搬は、廃棄物処理法第6条に基づき、同法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（2社）により、収集運搬を行うものとする。

イ 排出方法

事業者は、自らの一般廃棄物を市の処理施設によって中間処理・最終処分するために、その収集・運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合、無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋に入れて出さなければならない。なお、その際には、産業廃棄物を混入させてはならない。

ウ 搬入時間

一般廃棄物収集運搬許可業者が市処理施設へ搬入できる時間帯等は次のとおりとする。

搬入先	搬入できる時間帯
東部清掃工場	平 日 午前5時～午前11時30分
	午後1時～午後4時
	土曜日 午前5時～午前11時30分
	日曜日 午前5時～午前9時30分

（3）動物の死体

① 収集・運搬

ア 概要

種 類	搬入主体	見込み量	搬入先
動物の死体	市（直営・委託）	1,610 匹	穂谷川清掃工場

- ※1 本市域内の公道の道路から出る所有者不明の動物の死体（犬、猫、その他の小動物）について、当該公道の道路の管理者等は穂谷川清掃工場に搬入することができる。

イ 収集方法

種 類	収集方法
動物の死体	戸別有料収集（動物の死体は粗大ごみ予約センターにて受付し、月曜日から金曜日の午後4時までの申し込み受付分については当日中に収集する。それ以降の受付分は翌日の午前中に収集する。ただし、金曜日の午後4時以降の受付分は翌週の月曜日の午前中に収集する。）。

② 市民による搬入

ア 概要

種 類	搬入主体	見込み量	搬入先
動物の死体	市民	660 匹	穂谷川清掃工場

イ 搬入方法

穂谷川清掃工場に市民が直接搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。

ウ 搬入時間

搬入先	搬入できる時間帯
穂谷川清掃工場	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午前 9 時～午後 5 時

8. 中間処理計画

（１）概要

種 類		処理方法	処理施設	見込み量
家庭系一般ごみ 事業系可燃ごみ		焼却処理	穂谷川清掃工場 東部清掃工場	95,418 t
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	北河内 4 市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行い、指定法人ルートで再資源化	北河内 4 市リサイクルプラザ	5,290 t
	空き缶、びん・ガラス類	一般廃棄物中間処理業者において選別し、再資源化を行い、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立	民間処理施設	3,550 t
	使用済小型家電	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者による再資源化	民間処理施設	38 t
	水銀使用廃製品	回収業者において再資源化	民間処理施設	—
	再生資源集団回収（古紙・古布等）	回収業者において再資源化	民間処理施設	18,120 t
家庭系粗大ごみ 事業系粗大ごみ		破碎・選別後、金属類は再資源化、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立	東部清掃工場	6,590 t
実験動物の死体及び処理用マット等		一般廃棄物中間処理業者において処理	民間処理施設	3 t
木くず （剪定枝、刈草等）		一般廃棄物再生利用業者において処理	民間処理施設	4,480 t

動植物性残渣 (魚あら、パンくず、揚げ かす、調理くず)		民間処理施設	630 t
動物の死体	焼却処理	穂谷川清掃工場	2,270 匹

※1 使用済小型家電は、拠点回収及び粗大ごみからのピックアップ回収による見込み量。

※2 使用済小型家電について、平成 30 年 7 月 1 日より寝屋川市と再資源化共同処理を開始。

(2) 中間処理に使用する施設への搬入量

中間処理に使用する施設への区分別の搬入量は、次のとおりとする。

区 分	見込み量
市(直営)	44,070 t
市(委託)	28,260 t
一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者	37,100 t
直接搬入	700 t

(3) 中間処理に使用する市関係施設の概要

中間処理に使用する市関係施設は、次のとおりとする。ただし、中間処理に使用する市関係施設以外の処理事業者は別表 1 のとおりとする。

① 焼却施設

施設名	穂谷川清掃工場	
所在地	枚方市田口 5 丁目 1 番 1 号	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<動物焼却炉> バッチ式焼却炉
処理能力	200 t/日×1 基	50kg/h×1 基

施設名	東部清掃工場	
所在地	枚方市大字尊延寺 2949 番地	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<熔融炉> 燃料式灰熔融炉
処理能力	120 t/日×2 基	24 t/日×2 基 (交互運転)

② 資源化施設

施設名	北河内4市リサイクルプラザ (一部事務組合：北河内4市リサイクル施設組合)
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
処理方式	選別・圧縮梱包処理
処理能力	53 t／日（11 時間稼働）

③ 破碎施設

施設名	東部清掃工場
所在地	枚方市大字尊延寺 2949 番地
型式	低速二軸せん断式破碎機・衝撃せん断回転式破碎機
処理能力	39 t／5 時間

9. 最終処分計画

(1) 残渣の量及び処分方法

種 類	処理方法	処理施設	見込み量
焼却灰、熔融スラグ 不燃残渣（破碎処理後）	大阪湾広域臨海環境整備センター で埋立処分	大阪湾広域臨海環 境整備センター	11,080 t
熔融飛灰	山元還元による資源化	民間処理施設	580 t

※1 残渣発生量のうち、熔融スラグ等の有効利用可能なものについては資源化を推進する。

※2 熔融飛灰については、別表1に記載する事業者において資源化する。

(2) 資源化処理に使用する市関係施設の概要

施設名	穂谷川清掃工場 スtockヤード	
所在地	枚方市田口5丁目1番1号	
対象物	熔融スラグ	空き缶、びん・ガラス類
建物面積	648m ²	570m ²

10. リサイクル制度等への対応

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートによる処理（再商品化）を行う。新聞紙、雑誌、段ボール等の古紙や古布については再生資源集団回収による再資源化を推進する。

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

法の対象であるテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目については、製造事業者等により再資源化処理を行う。

(3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

デジタルカメラ・ゲーム機などの小型電子機器等については、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者により再資源化処理を行う。市では、専用ボックスでの拠点回収や清掃工場での粗大ごみからのピックアップ回収を行う。

(4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

パーソナルコンピュータ及び小型二次電池（小型充電式電池）については、法に基づく製造事業者等による自主回収を行うことで再資源化処理を行う。

(5) 廃棄物処理法に基づく広域認定制度

廃消火器、廃原動機付自転車及び廃自動二輪車については、法に基づく広域認定制度を受けた製造事業者等による回収を行うことにより再資源化処理を行う。

1.1. 市が処理しないごみ

市に処理責任がないもの、市が現有する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法にて処理できない、または適正な処理が困難であるために市が処理しないごみは別表3のとおりとする。収集・運搬、処理、処分については、販売店や製造元等に相談すること。

別表１ 収集・運搬及び処理する事業者

１．市が委託する事業者

（１）収集・運搬委託

種 類		事業者	本社所在地
一般ごみ・粗大ごみ・ 動物の死体		株式会社キャリアテクノ・ 枚方ネットウルビーノ株式会社 株式会社コスミック共同企業体	<株式会社キャリアテクノ> 枚方市長尾家具町４丁目 18・5 <枚方ネットウルビーノ株式会社> 枚方市出屋敷西町１丁目 25・10 <株式会社コスミック> 枚方市春日西町２丁目 1・7
資源ごみ	空き缶、びん・ ガラス類	株式会社クリーンズ	枚方市町楠葉１丁目 3・18
	ペットボトル・ プラスチック製 容器包装	株式会社スリーエフコーポレー ション	寝屋川市太秦桜が丘 34 番 15 号

（２）処理、処分委託

種 類		事業者	処理場所在地
家庭系 ごみ	空き缶、びん・ガラ ス類	有限会社徳山産業	高槻市北大樋町 45 番 1 号
	使用済小型家電	大栄環境株式会社	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷 132 番地 8
	水銀使用廃製品	野村興産株式会社	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番 地 1
焼却灰、溶融スラグ、 不燃残渣（破碎処理後）		大阪湾広域臨海環境整備センタ ー	（搬入施設）堺基地 堺市西区築港新町 4 丁 4 番 （処分場）大阪沖埋立処分場 大阪市此花区北港緑地地先
溶融飛灰		三菱マテリアル株式会社 直島製錬所	香川県香川郡直島町 4049- 1

２．市民・事業者が委託する事業者

（１）一般廃棄物収集運搬許可業者

種 類	事業者	本社所在地
一般廃棄物	株式会社アーバンキープ	枚方市春日野 2 丁目 2・1
	株式会社キャリアテクノ	枚方市長尾家具町 4 丁目 18・5
	株式会社クリーンズ	枚方市町楠葉 1 丁目 3・18
	株式会社コスミック	枚方市春日西町 2 丁目 1・7
	住吉エコサポート株式会社	大阪市住吉区長居 3 丁目 12・13
	デルピス株式会社	枚方市堂山 1 丁目 25・11

一般廃棄物	都市クリエイト株式会社	高槻市紺屋町 3 番 1 -326 号
	枚方ネットウルビーノ株式会社	枚方市出屋敷西町 1 丁目 25-10
一般廃棄物 (実験動物の死体及び 処理用マット等に限る)	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51-2
	株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1

(2) 一般廃棄物再生利用業指定業者

種 類		事業者	本社所在地
資源ごみ	木くず (剪定枝、刈草等)	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間 698
		株式会社前田造園	枚方市養父丘 1 丁目 2-26
		三原建設株式会社	八幡市内里柿谷 5 - 3
	動植物性残渣 (魚あら)	有限会社成商	東大阪市大蓮東 4 丁目 13-4
		有限会社山田肥料商事	東大阪市柏田本町 3-28
		有限会社浪速商会	大阪市生野区鶴橋 3 丁目 1-44
	動植物性残渣 (揚かす)	植田油脂株式会社	大東市深野 5 丁目 4-22
	動植物性残渣 (パンくず)	有限会社蔵尾ファーム	枚方市春日西町 2 丁目 22-15

(3) 処理、処分業者

種 類		事業者	処理場所在地
事業系 ごみ	木くず (剪定枝、刈草等)	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間 1197
		株式会社前田造園	交野市青山 2 丁目 2647-1
		木材開発株式会社	京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2
	動植物性残渣 (魚あら)	小島養殖漁業生産組合	岸和田市臨海町 16 番 1
	動植物性残渣 (揚かす)	植田油脂株式会社	大東市深野 5 丁目 4-22
	動植物性残渣 (パンくず)	有限会社蔵尾ファーム	枚方市春日西町 2 丁目 22-15
	動植物性残渣 (調理くず) ※魚あらを除く	京都有機質資源株式会社	京都府長岡京市神足落述 1 番地
	実験動物の死体及 び処理用マット等	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51-2
		株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1

別表2 家庭系ごみの排出・搬入方法

種類	ごみの内容	ごみの分け方・出し方
一般ごみ	○台所ごみ (料理くず・残飯・茶殻・たまごの殻・貝殻・魚のあら・廃食用油等) ○紙くず、布くず ○その他小型可燃物 (スポンジ・靴・鞆・カセットテープ・CD等) ○紙おむつ等 ○プラスチック製のライター	・収集日の午前8時45分までに所定の場所に出すこと。 ・ごみ袋は無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。 ・ごみ袋の口はしっかりくくって出すこと。 ・草花・落葉は、原則として粗ごみとして取り扱うが、一家庭につき1袋を限度として週の後半の収集日に記名して出されたものは、家庭系一般ごみとして収集する。 ・竹串等の鋭利なものは、折り曲げたり、紙で包むなどして危険のない状態で出すこと。 ・古紙、古布類等は、なるべく地域の集団回収に出すこと。やむを得ずごみとして出すときは、少量を他の家庭系一般ごみと一緒にして、標準排出量(※)の範囲内で出すこと。 ※標準排出量とは、家庭系一般ごみを排出する場合で、一回の収集日に一世帯につき無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋で1袋分(重量は5キログラム以内)をいう。ただし、台所等から出るごみが多いときは、2袋分まで出せるものとする。 ・食用油は、なるべく使いきる。ごみとして出す場合は、布や紙に吸着または、固化剤等で固化させ、袋に入れて出すこと。 ・台所ごみは、よく水切りをしたうえで出すこと。 ・紙おむつは、汚物をトイレに流すなどの方法で取り除いたあと、小袋に入れて二重で出すこと。 ・プラスチック製ライターは中身を使い切り、着火用の石が発火しないようにするため1日ほど水に浸してから出すこと。 ・家庭系一般ごみ以外のものを混入させないこと。

資源ごみ（ペットボトル・プラスチック製容器包装）	○ペットボトル（飲料用等）  PET 左のマーク表示があるもの ○プラスチック製容器包装  左のマーク表示があるもの ・ボトル類 (食用油・ドレッシング・飲料・洗剤・化粧品等の容器) ・カップ・パック類 (カップ麺・ゼリー等のカップ、卵・果物等のパック、菓・日用品等のケース、コンビニ弁当・納豆等の容器) ・トレイ（皿型容器）類 (惣菜・生鮮食品等のトレイ、菓子・カレールー等の仕切りトレイ) ・袋、ラップ類 (パン・菓子等の袋、生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム、インスタント食品・冷凍食品等の袋、レジ袋・衣料品・トイレットペーパー・日用品等の袋、詰替用洗剤の袋) ・チューブ類 (マヨネーズ・はみがき等のチューブ) ・その他のプラスチック類 (果物・家電製品等を保護する発泡スチロールやシート等)	・食品トレイやペットボトル等で回収ルートのあるプラスチック製容器は、なるべく販売店に出すこと。 ・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。 ・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。 ・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか、軽く洗って出すこと。(チューブ類は中身を使い切ってから出すこと) ・キャップやふた・ラベルは取り外して出すこと。(金属製のものは空き缶、びん・ガラス類の日に出すこと) ・プラスチック製容器包装以外のごみを混入させないこと。
資源ごみ（空き缶、びん・ガラス類）	○空き缶 (飲料、ペットフード、菓子、食用油等の一斗缶よりも小さいスチール又はアルミの空き缶) ○びん・ガラス類 (飲料・調味料等のびん、ガラスコップ、化粧びん、板ガラス、耐熱ガラス等)	・ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんは販売店に返却すること。 ・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。 ・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。 ・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか軽く洗って出すこと。 ・スプレー缶、カセットコンロのガス缶等は必ず使い切ってから出すこと。 ・キャップやふたは取り外して出すこと。(アルミ・スチール製のふたは一緒に出すこと) ・割れたびん等は「ワレモノ」「キケン」のように危険であることを表示して出すこと。 ・空き缶、びん・ガラス以外のものを混入させないこと。

粗 ご み	電気スタンド・ラジカセ等の家庭電器製品、なべ・せとの等の台所用品、座椅子・布団等の家具・寝具用品、衣装ケース等のプラスチック製品類（但し、無色透明又は白色半透明の 45 リットル以下のポリ袋に入らないもの及び 1 メートルを超えないものに限る）、植木を剪定したもの（業者が剪定した場合を除く）など規則第 5 条の 2 に掲げるもの以外のもの。	・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。 ・粗ごみの申し込みは、一世帯につき、月 1 回、排出できる点数は 6 点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。 ・収集当日の午前 8 時 45 分までに、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。 ・粗ごみは、なるべく数点分をまとめてから出すこと。 ・ごみには 1 点ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載した紙を貼付すること。 ・ガスコンロ・湯沸し器・ストーブ等は着火用電池を取り除いて出すこと。 ・粗ごみ以外のごみを混入させてはならない。 ・粗ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、粗ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。 粗ごみの認定 - i ごみ袋（無色透明又は白色半透明の 45 リットル以下のポリ袋を使用すること）1 袋分を 1 点とする。 - ii 縦・横・高さの合計が 1.3 メートル以内の段ボール箱に入ったもの 1 箱を 1 点とする。（大型ごみとして指定するものを除く） - iii 長さ 1 メートル未満のもの数点を 1.5 メートル以下のひもでくくったものを 1 点とする。 - iv 上記 i ～ iii によらずに単品で排出された粗ごみは、全て 1 品をもって 1 点とする。 - v 大型ごみ（指定品目以外）を、解体・分解して原形をとどめない状態で、上記 i ～ iii によって出すときは粗ごみとして取り扱う。
大 型 ご み	家電リサイクル法対象品目を除く大型家庭電気製品、たんす・机などの大型家具・敷物類、建具、自転車、趣味用品等で、規則第 5 条の 2 に掲げるもの。	・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。 ・大型ごみの申し込みは、一世帯につき、月 1 回、排出できる点数は 6 点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。 ・収集当日の午前 8 時 45 分までに自宅前道路際又は指定の所に出すこと。 ・ごみには品目ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記入したそれぞれの品目に係る手数料分の枚方市証紙を貼付すること。 ・大型ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、大型ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。

臨時ごみ	引越しや大掃除、その他の理由で、粗・大型ごみの点数・申込み制限の範囲を超えるごみ。	・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。 ・臨時ごみは、収集時に立会いを必要とする。 ・午前の収集の場合は当日の午前 8 時 45 分まで、午後の収集の場合は午後 1 時までに、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。 ・枚方市証紙には、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載すること。 ・枚方市証紙は、大型ごみの品目ごとに、粗ごみと基本手数料分はわかりやすいところに貼付すること。 ・市の排出ルールに基づいて出せない場合は枚方市一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を相談すること。
動物の死体	犬・猫・その他小動物の死体	・動物の死体は、箱・袋等に入れること。 ・動物の死体の収集は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。 ・ペットの収集を依頼した場合は氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。 ・動物の死体を直接清掃工場に持ち込む場合も、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。
在宅医療に伴うごみ	自己注射や自己腹膜灌流、自己導尿等の在宅医療の実施に伴って排出される注射針・注射筒・ビニールバッグ類・チューブ・カテーテル類・脱脂綿・ガーゼ・紙おむつ・薬びん等	・注射針等の鋭利なものや血液が付着した感染性の恐れのあるものについては、原則として、在宅医療を指示した医療機関等に引きとってもらうこと。 ・薬びん等の非感染性のものを排出する場合は、分別区分に従い出すこと。 ・使用済みの脱脂綿・ガーゼ類やカテーテル等で体液等の付着のあるものは、丈夫な非透過製の袋などに入れて、分別区分に従い出すこと。 ・ビニールバッグ類や紙おむつ等については、内容物や付着物を事前に除去して、分別区分に従い出すこと。

※1 臨時ごみ及び持込ごみにおける排出量の制限について次のとおりとする。

- ① 「トタン・波板」は 1 回につき 40 枚まで
- ② 「畳」は 1 回につき 10 枚まで
- ③ 「建具」は 1 回につき 10 枚まで
- ④ 自転車は 1 回につき 20 台まで
- ⑤ 植木の枝、草花、落葉は 1 回につき 100 袋（くくり）まで

別表3 市が処理しないごみ等

1. 市に処理責任のないごみ

- ・産業廃棄物

2. 適正処理・リサイクルなどの処理体制が整備されているもの

- ・自動車及びその部品（タイヤ、バッテリー、ドア、バンパー、タイヤチェーン、タイヤホイール等）
- ・原動機付き自転車・自動二輪車及びその部品
- ・消火器
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器
（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- ・パーソナルコンピュータ（取り替えた部品等は除く）
※市においても使用済小型家電を回収する専用の回収ボックスで拠点回収を実施。
- ・小型二次電池（小型充電式電池）
- ・ボタン電池（アルカリボタン電池・酸化銀電池・空気（亜鉛）電池）

3. 収集・運搬、破碎又は焼却が困難であるもの

- ・ペンキ・薬剤
- ・廃油・灯油・ガソリン等の油類
- ・汚泥
- ・ピアノ
- ・耕運機・農業用機械類
- ・カーポート
- ・発電機(充電器)
- ・エンジン・モーター付き機械類
- ・コンプレッサー
- ・シャッター
- ・脚立・はしご(2メートル以上のもの)
- ・耐火金庫
- ・ガスボンベ(カセット用ボンベは除く)・エアーボンベ
- ・浴槽
- ・便器
- ・金属製ベッド
- ・ソーラー給湯器・電気温水器
- ・ドラム缶
- ・ボウリング球
- ・スチール製又は鋳物製の門扉・フェンス・ドア(アルミ製を除く)
- ・鉄柱・鉄板・鉄材・鋼材類、ワイヤーロープ
- ・鉄アレイ・ダンベル・バーベル
- ・リヤカー
- ・木材（長さが1メートル以上のもの、直径・厚さが10センチメートル以上のもの、板状で厚さが5センチメートル以上且つ幅が30センチメートル以上のもの）
- ・ブロック・レンガ・コンクリート製品、石・ガラ・土砂等

4. その他

- ・仏壇（原形がわからないように解体された場合を除く。）
- ・その他1～3に類するもの

平成30年版 事業概要

【廃棄物（ごみ）関係】

平成30年11月

編集・発行 枚方市 環境部 環境総務課